環境農林水産常任委員会会議録 平成20年5月7日

場 所 第4委員会室

午前10時4分開会

会議に付託された議案等

- ○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- ○その他報告事項
- ・エコクリーンプラザみやざきの浸出水処理の 経過と漏水の発生等について

出席委員(9人)

委	į		長	宮	原	義	久
副	委	員	長	黒	木	正	_
委			員	外	Щ	三	博
委			員	坂	口	博	美
委			員	蓬	原	正	三
委			員	野	辺	修	光
委			員	満	行	潤	_
委			員	松	田	勝	則
委			員	長	友	安	弘

委員外議員(11人)

議	員	中	村	幸	_
議	員	丸	Щ	裕沙	欠郎
議	員	中	野	_	則
議	員	横	田	照	夫
議	員	松	村	悟	郎
議	員	鳥	飼	謙	$\stackrel{-}{-}$
議	員	外	Щ	良	治
議	員	西	村		賢
議	員	武	井	俊	輔
議	員	河	野	哲	也
議	員	前屋	己敷	恵	美

説明のため出席した者 環境森林部

意見を述べるために出席した参考人 財団法人宮崎県環境整備公社

理	事	長	田	中	義	信
事務局	最大統務	課長	大	脇	泰	弘
参事兼	能設運営	課長	野	﨑	公	憲
施設	運営課	主幹	入	船	修	\equiv
総務	落 課 主	: 査	松	本	公	彦
施設	運営課	主査	坂	本	達	郎

事務局職員出席者

 議事課主査
 大野誠一

 政策調査課主査
 坂下誠一郎

○宮原委員長 ただいまから環境農林水産常任 委員会を開会いたします。

まず、日程にも関係いたしますので、参考人 招致についてお諮りいたします。

財団法人宮崎県環境整備公社理事長田中義信氏、同じく事務局長兼総務課長大脇泰弘氏、同じく参事兼施設運営課長野﨑公憲氏、同じく施設運営課主幹入船修二氏、同じく総務課主査松本公彦氏、同じく施設運営課主査坂本達郎氏を参考人として出席を求め説明を聞きたいと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宮原委員長 それでは、そのように決定いた

します。

次に、参考人より、参考人補助者として財団 法人宮崎県環境整備公社総務担当者の委員会室 への入室の希望がありますので、入室について 許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇宮原委員長 それでは、そのように決定いた します。

次に、本日の委員会の日程についてでありま す。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇宮原委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部、参考人入室のため、暫時休憩いたし ます。

午前10時6分休憩

午前10時8分再開

○宮原委員長 本日は、急な委員会開催でありますが、執行部及び参考人の皆様には、御出席をいただきありがとうございます。

エコクリーンプラザみやざきの浸出水調整池 等に関しましては、14日に委員会を開催し、資料提出及び説明を求める予定としておりましたが、先週、財団法人宮崎県環境整備公社より、

「浸出水処理の経過と過去における漏水の発生について」、記者発表がなされました。その内容は、当委員会において報告、答弁された内容と異なる部分があることから、議会としてもこの件につきましては早急な説明を求める必要があると考えましたことから、本日、出席をいただいたものであります。

それでは、執行部及び参考人からの説明を求

めたいと思います。

なお、委員の質疑は、執行部及び参考人の説明が終了した後にお願いいたします。

まず、執行部から説明をお願いいたします。 〇高柳環境森林部長 環境森林部長の髙柳でご ざいます。

エコクリーンプラザみやざきの浸出水調整池の問題につきましては、4月21日及び25日の当委員会で御説明をしたところでございますが、5月1日に財団法人宮崎県環境整備公社が新たに発表した内容におきまして、これまで説明になかった事実などが含まれていたため、本日、改めて委員の皆様へ御説明をさせていただきたいと存じます。

県といたしましては、県民の安全・安心を確保する立場から、公社に対しましてこれまで、公表すべきものはすべて明らかにするように厳しく指導してきたところでございますが、新たな事実が判明したことは、地元を初め県民の皆様の信頼を大いに損ねるものであり、極めて遺憾であると考えております。当該施設に対する地域住民や県民の皆様からの信頼回復を図っていく上では、すべての情報を明らかにして、誠意を持って一つ対応していくことが最も重要であろうと考えております。今後とも、委員の皆様方の御意見、御指導等を賜りながら努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、環境対策推進課長から 説明を申し上げます。よろしくお願いいたしま す。

○道久環境対策推進課長 エコクリーンプラザ みやざきにおける浸出水処理の経過と漏水の発 生等につきまして、私のほうから説明させてい ただきます。 常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、5月1日の公社の記者発表により新たに明らかになった事項についてでございます。

まず、浸出水調整池の第3水槽以外の水槽の 使用についてでございます。4月21日及び25日 の委員会では、「第3水槽以外の水槽は使用して いない」と報告申し上げておりましたが、5月 1日の公社の記者発表によりまして、17年7月 から19年3月までの1年9カ月の間、第3水槽 以外の水槽を使用していたことが判明いたしま した。

次に、漏水についてであります。委員会におきましては、「浸出水調整池からの漏水はないものと考えている」との説明をいたしましたが、17年度と18年度に合計6回の浸出水の漏水があったことが判明いたしました。この6回の漏水は、焼却灰を埋めている最終処分場から浸出水を調整池に流す管の点検用マンホールからの漏水等でありまして、浸出水調整池本体からの漏水ではありませんが、結果的に報告が漏れておりました。

次に、浸出水処理水のタンクローリーによる場外搬出についてであります。委員会におきましては、「浸出水処理施設で処理した水については、焼却溶融施設の冷却水として利用している」と説明いたしました。しかしながら、エコクリーンプラザみやざきでは、現在の脱塩処理設備では計画処理量の3分の1しか処理できないため、18年7月より19年10月まで、処理水の一部を浸出水処理施設で有害物質等を除去した後、タンクローリーで公共下水道宮崎処理場へ搬出しておりました。この浸出水処理水の場外搬出につきましては、18年7月に県は公社から報告を受けておりましたが、搬出の原因が、プラスチックを埋め立て処理から焼却処理へ変更した

ことや、平成17年の台風による災害ごみを大量に焼却したことにより焼却灰の塩分が上昇し、この焼却灰を埋め立てた結果、浸出水に含まれる塩化物イオン濃度が上昇し処理ができないとのことであったことから、やむを得ないものと認識しておりました。

なお、この場外搬出につきましては、関係する市町村課長会議で公社が報告を行い、了承を 得ております。県議会に対してこれまで報告し なかったことにつきましては、まことに申しわ けございませんでした。

次に、4月25日の委員会で要求のありました 資料についてでございます。冊子になっており ます提出資料をごらんいただきたいと思います。 表紙をめくっていただきまして、もう1枚おめ くりいただきまして、左側に目次がございます。 一番最初に、公社組織関係の資料で1ページか ら153ページまで、公社の組織、寄附行為等、各 年度の予算書、決算書を添付いたしております。 2番目として、県、市町村、公社との関連で、154 ページに記載しております。それから、エコク リーンプラザみやざき建設関連の11~14年度ま での議会説明資料、建設予算額100億円の減額根 拠につきましては155ページから192ページまで、 エコクリーンプラザみやざきの浸出水処理施設 関連の現状での塩化化合物等の処理能力につき ましては193ページ、194ページに、5番目のエ コクリーンプラザみやざき浸出水調整池関連の 設計図面等につきましては、195ページから286 ページに記載しております。6番目の「浸出水 調整池の変状原因について」の関連につきまし ては、287ページから290ページに記載しており ます。

それぞれの大きな番号につきましては見出しをつけておりますので、ごらんいただきたいと

思います。なお、一部の資料につきまして、現在確認できていないもの、それから一部しか確認できていないものがございます。こちらのほうにつきましては、確認でき次第、次回5月14日の委員会で提出させていただきたいと存じますので、御了承をお願いいたします。

それでは、資料のうち、県のほうで作成した ものについて御説明いたします。

資料の見出し「2」、154ページをお開きください。県、市町村、公社との関連についてでございます。まず、県は、左上にございますように、民法第34条に基づく公益法人の公社の設立の許可を行っておりまして、法人の許可権者として、民法第67条による監督など一般的な監督を行う立場にございます。これに対して宮崎市は、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処理施設の設置許可及び産業廃棄物処理業の許可を行っております。また、宮崎市、西都市、宮崎郡、東諸県郡及び児湯郡の11市町村は、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物処理の委託を行っております。

表の右側をごらんください。今回のような場合、右下の四角で囲っております公社の欄の1にありますように、「生活環境上の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき」は、矢印で示しておりますように、廃棄物処理法により指導監督を行う立場にある宮崎市に届けなければならないこととなっております。今回の浸出水調整池問題につきましては、廃棄物処理施設の一部でありますことから、漏水事故とか調整池の不具合につきましては、許可権者たる宮崎市が指導を行うこととなります。

表の左下のほうに、参考までにエコクリーン プラザみやざき建設に係る事業費の内訳を記載 しております。総事業費は348億3,500万円、こ のうち一般廃棄物分が全体の91.4%に当たる318 億2,400万円、当時の14市町村が総事業費の75.7 %に当たる263億6,000万円を負担して建設され たものでございます。

見出し「3」、155ページをお開きください。 エコクリーンプラザみやざきのこれまでの経緯 として、平成11年度から14年度議会説明資料で ございます。156ページから191ページに、平成14 年度までに、事業経過や住民対応等について計 6回、及び公社を参考人として呼ばれたときの 資料、計7回分を添付しておりますので、後ほ どごらんいただきたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○宮原委員長 引き続き、参考人として出席いただきました、財団法人宮崎県環境整備公社田中理事長より説明をお願いいたします。

〇田中理事長 財団法人環境整備公社理事長の 田中でございます。

本日の委員会には、環境整備公社から、私を 含めて6人を参考人として出席させていただい ております。御紹介をいたします。

事務局長兼総務課長の大脇泰弘で、県からの派遣でございます。

参事兼施設運営課長の野崎公憲で、宮崎市からの派遣でございます。

施設運営課主幹の入船修二で、宮崎市からの 派遣でございます。

総務課主査の松本公彦で、県からの派遣でご ざいます。

施設運営課の坂本達郎で、宮崎市からの派遣 でございます。

資料の御説明を申し上げる前に、私のほうからおわびを申し上げます。

エコクリーンプラザみやざきにつきましては、 浸出水調整池の一部に機能不全を起こしている など、システムに深刻な課題を抱えておりますこと、またこの間、私の対外的な説明におきまして内容等にそごを来していることなど、公社の対応につきまして各方面から厳しい御批判を受けており、不信を招き信頼を失墜させました。その責任を痛感しておりまして、心から深くおわびを申し上げます。

公社としましては、本日の委員会におきまして、なぜこのような状態に陥ったのか、現在の 段階で可能な限り調査・分析をし整理したもの を、事実のとおり率直に御説明を申し上げます。

また、当然、今後、徹底的な真相の究明や責任の所在、さらには公社の運営のあり方、日常の運営全般にわたる仕事ぶりにつきましては、外部を含めた十分な検証、チェックを行う必要があると思っております。

県議会の委員の皆様の御叱正、御指導いただくとともに、一方では、50万人と県人口の半分をカバーする家庭のごみを日常的に処理しておりますシステム全体の補強、改善に向けて、何とぞ御理解、御支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料の説明に入らせていただきま すので、座って説明をさせていただきます。

本日は、お手元に、「浸出水処理の経過と過去における漏水の発生について」と、添付資料として3つほどつけております。資料の10ページ、別紙1は、浸出水調整池の当初から今日までの貯水量を記載した一覧でございます。開業当時からの第1-1、第1-2、第2、第3水槽及びD区画——D区画と申しますのは、最終処分場に一時期仮設調整池をつくっておりまして、平成18年度にD区画に一部貯留しておりました。別紙2は、環境モニタリングの調査ポイントでございます。別紙3は、漏水が6回起こりまし

たけれども、その漏水の場所を示したものでご ざいます。

それでは、1ページに戻りまして、まず、「エコクリーンプラザみやざき」のシステムにおける課題についてであります。公社は現在、長期にわたる安心・安全・安定したシステムを確保する上で2つの大きな課題を抱えております。その一つが、一部機能不全となっている浸出水調整池の補強工事をする必要性。もう一つが、浸出水の塩化物イオン濃度の上昇により、思うように水処理ができないという深刻な課題でございます。

2番目の浸出水調整池の補強工事につきましては、機能不全を生じております3つの水槽の 補強工事を早急に実施する必要がございます。

3番目の浸出水の塩化物イオン濃度の上昇についてであります。浸出水に含まれる塩化物イオン濃度につきましては、計画段階では3000ppmを見込みましたけれども、稼働してみますと6000~1万2000ppm、時期で違いますが、計画値の2~4倍の状態が見られます。現在の脱塩処理設備では、計画した1日の処理量は205立米でありました。それに対して現在は70立米です。塩濃度が高まりますと、それに比例するか反比例して、極度に塩設備の能力が落ちますので、最低のときは20数立米という時期もありました。

その主な原因としては、塩素を含むプラスチックやビニール類を次の理由により大量に焼却したためであります。1点目は、計画段階で埋め立てる予定でありました資源ごみ以外のプラスチックやビニールを燃やせるごみに変更したこと。2点目は、平成17年9月の台風14号によるプラスチック及びビニール類などの災害ごみ累計2万5,000トンという通常の2倍の大量のごみを、約半年間にわたって焼却処理しました。プ

ラスチックやビニールは、平たい言葉で言えば 塩の固まりみたいなものだと聞いております。

4番目の浸出水調整池・管理型最終処分場の 利用状況及び問題点の発生についてであります。 結論から申し上げますと、過去6回の漏水ある いはその可能性、多くの緊急避難的な代替策を 繰り返しながら運営を続けてまいりました。極 めて危うい事業の展開を行ってきたと思ってい ます。

時系列で経過を御説明します。少々時間が長くなるかもしれませんが、お許しを願いたいと 思います。

エコクリーンプラザみやざきは、平成17年11 月1日が本格オープンと言っておりますが、実 は平成17年6月1日、既に清武町以下そこに記 載の一般廃棄物受け入れを開始しております。

平成17年7月1日からは、宮崎市の一般廃棄 物の受け入れを開始しております。

7月2日からは、管理型最終処分場に埋立物 の搬入を開始しております。

7月5日に、浸出水調整池への浸出水の貯留を開始しております。先ほど御説明しました別紙1に、浸出水調整池、最終処理場の貯水量の一覧表を添付しておりますので、これを参照していただくとありがたいと思います。7月の当初の時点では、第3水槽の補強工事に入っておりまして、まだ完成しておりませんでしたので、10月まで他の水槽を使わざるを得なかったということが、このグラフでわかります。

平成17年7月11日に、第1回目の漏水が発生いたしました。浸出水流入管点検用マンホール(M85)、M85という地点は、別紙3を見ていただくと、浸出水調整池にある前処理施設の横のマンホールでございます。その原因は、台風14号に伴う大雨で浸出水の量が増加し、当時使用

していた第1—1水槽の貯留量が上昇を始めたため、管理型最終処分場A区画に内部貯留するために、前日に流入遮断弁を閉じておりましたが、流入管内の水圧によりましてマンホールのふたが持ち上げられ浸出水が漏水したものであります。漏水の量としては60立米を見込んでおります。60立米を見込んだ理由は、後継流入管が600メートルと700メートルの2つありまして、それぞれ115メートル、55メートルの延長があります。そういったところから最大を見つめて60立米としたものでございます。対応措置としては、マンホールのふたをコンクリート巻きで固定しております。

平成17年9月8日に、台風14号に伴う災害ご みの受け入れを開始しました。その受け入れは 翌年の18年3月ぐらいまで半年以上続きまして、 累計約2万5,000トンに達しました。

平成17年11月12日に第3水槽の工事がやっと 完成しましたので、第3水槽への浸出水の貯留 を開始しております。

平成18年5月ごろからすべての水槽の貯留量が増加しております。その原因は、平成18年2月ごろから浸出水の塩化物イオン濃度が6000ppmから1万2000ppmと急激に上昇しました。特にこの月は、浸出水の処理能力1日205立米が約25立米まで落ち込み、不同沈下等のおそれの大きい他の水槽の貯留量をふやさざるを得ませんでした。なお、浸出水を減少させるため、管理型最終処分場の一部をブルーシートで覆うという緊急避難的な対策を、この時点から開始しました。

平成18年7月7日に、第3回目の漏水が発生いたしました。浸出水流入管点検用マンホール(M84)からの漏水であります。場所は浸出水調整池と最終処分場との間で、先ほどお示ししましたM85より管理型最終処分場のほうに近づ

いております。どんどんこちらのほうに近づいた漏水になっております。その原因は、浸出水の塩化物イオン濃度が上昇して貯水量が増加していたため、第1-1水槽及び第3水槽が最大貯留量に近づいてまいりました。そこで、また管理型最終処分場A区画に浸出水を内部貯留する目的で流入遮断弁を閉じたところ、流入管内の水圧によりマンホールのふたが持ち上げられて浸出水が漏水したものであります。漏水したと思われる量は不明でございます。対応処置としては、マンホールのふたをコンクリート巻きで固定しました。

平成18年7月11日から、処理し切れない浸出水処理水を、タンクローリーで公共下水道宮崎処理場への搬出を開始しました。搬出した量は、平成18年度が2万2,027トン、19年度が2万8,755トンでございます。これにつきましては、当時の宮崎市環境保全課(現在の廃棄物対策課)と協議をしまして、平成18年7月6日に廃掃法の第18条の規定に基づき報告を求められ、10日に市に提出し、同日付で環境施設課(現在の廃棄物対策課)から受け入れるとの回答を得ております。

平成18年7月24日に第4回目の漏水が発生いたしました。これは3回目と同じ浸出水流入管点検用マンホール (M84)と、マンホール (M83)としや水機能モニタリング升とを結ぶ配管の継ぎ手部分からの漏水であります。その原因は、7月7日と同様、浸出水調整池の貯留量の増加が続く中で、第1-1水槽及び第3水槽が最大貯留量に近づいてきました。そこで、管理型最終処分場A区画に内部貯留目的で浸出水の流入遮断弁を閉じたところ、流入管内の水圧によりマンホール (M84)から漏水をいたしました。また、浸出水流入管点検用マンホール (M83)

と、そこにつながるしゃ水機能モニタリング升 との間の配管の継ぎ手部分が水圧により破損し、 漏水したものであります。漏水の量は不明であ ります。不明としておりますのは、最終処分場 A区画に浸出水を貯留しましたが、浸出水の貯 留が配管の中だけだったのか、処分場のどこま で達していたのか特定することが困難であった ためであります。対応処置は、配管のコンクリー ト巻きで固定しております。

平成18年7月31日に、最終処分場D区画に仮設の浸出水調整池を整備して使用を開始しました。この最終処分場D区画の仮設調整池は、約1億438万円費用がかかりました。その費用は、うちの運営をやってもらっています特別目的会社のSPC(株式会社ひむかエコサービス)への業務委託で設置しております。

平成18年8月6日に、第5回目の漏水発生の 疑いが見られました。管理型最終処分場のしゃ 水機能モニタリング升の電気伝導度の上昇によ る漏水の疑いであります。その原因は、管理型 最終処分場D区画を仮設調整池として使用して いたところ、D区画の雨水排水管へ貯留中の浸 出水が漏水し、さらにその下流のしゃ水機能モニタリング升へ流れ込んで、電気伝導度の上昇 が検知されまして、漏水の疑いが発生したもの であります。漏水の量は不明であります。これ は7月の第4回目の漏水と同じ理由で不明とし たものであります。対応処置としては、雨水排 水管のモルタル詰めを行っております。

平成18年8月25日に第6回目の漏水が発生いたしました。管理型最終処分場D区画のかさ上げコンクリート下部からの漏水であります。その原因は、管理型最終処分場D区画の周囲に高さ50センチメートルのコンクリート壁を設置しておりましたが、貯留水位が上がったときにコ

ンクリートの壁と下部シートのすき間から微量 の浸出水が漏水したものと思われます。漏水の 量は不明であります。対応処置としては、貯留 水の水位を下げ止水工事を行っております。漏 水の量が不明としておりますのは、かさ上げコンクリート下部の漏水は、遮水シートの表面の 浸出した水が微量伝わって流れる状態でありまして、水量が特定できなかったものであります。

平成19年4月からは、第3水槽を除く他の水槽を使用しておりません。また、管理型最終処分場D区画に設置しておりました仮設の調整池は撤去いたしました。先日の私の説明のそごは、このあたりをきちっと説明しなかったものでございます。申しわけございません。

次に、浸出水処理の経過についてであります。別紙1を見ていただきたいと思います。これは各水槽の貯留量の実績であります。第3水槽以外の第1-1、第1-2、第2水槽についても、実際は平成17年7月当初から平成18年度末までの約1年9カ月使用を続けてきました。浸出水調整池は、私の先日の説明では、平成17年6月に実施したボーリングの調査により、スレーキング、不同沈下が生じる可能性が大きいことが判明したと申し上げました。そのような課題を抱えながらも、かなりの長期間、第3水槽以外の水槽も使用せざるを得なかったのが実情でございます。

ここで別紙2を大まかに説明しますと、平成17年7月の当初から10月ごろまでの貯水につきましては、第3水槽の補強工事を行っておりましたが、一方ではごみの受け入れがどんどん始まっておりましたので、やむを得ず第3水槽以外の他の水槽を使用せざるを得ませんでした。

平成17年11月から平成18年5月ごろまでは、 完成した第3水槽主体に利用を切りかえました が、他の水槽にもそれ以前の貯留量が残っておりました。平成18年6月ごろから平成19年3月までの間は、特に台風14号による災害ごみの大量受け入れによる浸出水の塩化物イオン濃度の上昇で、脱塩処理設備の処理能力が激減しました。浸出水の貯留量が増加したために、他の水槽も使用せざるを得なくなっていました。平成19年4月からは第3水槽のみを使用し、他の水槽は使用しておりません。これが現在に至っております。

スレーキング及び不同沈下のおそれがあり、 使用できる状態ではない中で、実際は各水槽を 使用しております。他の水槽を使用することは 危ういと判断しながら、どうして使用したのか という根拠でありますが、実施設計業務を担当 した日本技術開発株式会社にいろいろと相談を しながら、第1-1、第1-2水槽につきまし ては、平成17年2月に実施した最終の水張り試 験において減水深がそれぞれ3ミリと5ミリで、 基準値の5ミリ以内でありまして、沈下量を観 察しながら使用は可能であると判断をいたしま した。第2水槽につきましては、使用量を制限 した上で、1時間ごとの沈下量を観察しながら、 緊急避難的な使用は可能であると判断しました。 かなり苦しい説明でありますが、そういうこと であります。

6番目の漏水の発生と環境モニタリングの結果についてであります。環境モニタリング調査の観測地点でありますが、公害防止協定に基づく環境モニタリングにつきましては、環境に影響のおそれのある下流側の7ポイントで調査をしております。調査の回数は場所、項目によって異なりますが、例えばpH、BODについては月1回、重金属、ダイオキシン等については年1回実施しております。また、モニタリング

の結果につきましては、そのすべてを公表し、 7カ所掲示しております。環境保全推進会議に は年1回報告し、また、公害監視員19名に発送 しております。

漏水の発生に関する調査の結果についてであります。まず、平成17年7月11日の浸出水流入管点検用マンホール (M85)の漏水であります。調査の結果、埋立物は、当初はがれき類あるいは不燃残渣が主でありました。これらは環境汚染の原因とはなりにくい廃棄物でありまして、モニタリング調査のデータの結果からも環境汚染を示す数値は出ておりません。

第2回目の平成17年9月6日の浸出水流入管 点検用マンホール (M85) の漏水でありますが、 調査の結果は、台風14号による大雨で浸出水は 相当希釈されておりまして、モニタリング調査 から得られたデータからも環境汚染を示すデー タは認められません。

平成18年7月7日の浸出水流入管点検用マンホール (M84) 及び (M83) としゃ水機能モニタリング升とを結ぶ配管の継ぎ手部分からの漏水でありますが、調査の結果は、別紙の2を見ていただくとそのポイントが書いてあります。 ⑨防災調整池排出水、⑩防災調整池階段水路、⑪防災調整池地下水で、経過観測を行うために電気伝導度の測定を行いました。その結果、⑩で一時的に約500~900ミリジーメンスパーメーター(電流の通りやすさを示す単位、指標)となり、異常が観測され、漏水があったと思われますが、8月には終息しております。モニタリング調査から得られたデータからは、環境汚染を示す値は観測されておりません。

5回目の漏水は、平成18年8月6日の管理型 最終処分場のしゃ水機能モニタリング升の電気 伝導度の上昇による漏水の疑いであります。調 査の結果は、しゃ水機能モニタリング升(地点 3) で電気伝導度の常時モニタリングを行って いますが、通常値40~60ミリジーメンスパーメー ターに対して、約260ミリジーメンスパーメー ターと異常値が確認されました。ここの部分は なかなか原因が特定できなかったところであり ますが、原因特定の調査を実施したところ、管 理型最終処分場D区画の雨水排水管継ぎ手から 処分場の底の部分の地下水集水管に漏れ出てい ることが判明しました。この地下水集水管の水 は、しゃ水機能モニタリング升や防災調整池を 経由して上畑川に流出したと思われます。この 雨水排水管をモルタルで閉塞したところ、しゃ 水機能モニタリング升の電気伝導度は通常値に 回復しております。なお、この漏水による環境 への影響を確認するために、浸出水調整池(地 点⑦) に貯留している浸出水中の重金属等の検 査を実施しましたが、いずれも排水基準値を満 足しており、調査の結果からは環境汚染は認め られない数値でありました。

最後の漏水 6、平成18年8月25日のD区画か さ上げコンクリート下部の漏水についてであり ます。モニタリング調査から得られたデータか らは、環境汚染を示す値は観測しておりません。

私は今、すべての漏水について、「環境モニタリングから得られたデータからは環境汚染を示すデータは出ておりません」というふうに申しました。ただ、環境モニタリングをその都度きちっと実施したと思われるのは5回目のときだけであります。ほかは、たまたまモニタリングのタイミングが重なったものを除けば特別な調査は行っておりませんので、通常のモニタリングということがあります。その都度の状況確認、データの蓄積、頻度、場所等モニタリング調査のあり方を至急見直す必要があると思っていま

す。

話が長くなりましたが、私の説明は以上で終わらせていただきます。

○大脇事務局長 お配りしております黄色のフラットファイル、公社から提出しております資料につきまして御説明をさせていただきます。

まず、1ページは、公社組織関係として、公 社の設立目的、構成団体、出資比率等というこ とで、2ページに、理事・評議員の構成、事務 局体制、出捐金の金額、設立目的等を記載して おります。3ページには出捐の内訳を記載いた しております。

4ページをお開きください。公社の寄附行為など、理事会の設置や理事会に諮る必要があるものの範囲などが記載されているものということで、寄附行為と事務決裁規程を添付させていただいております。5ページから11ページまでが寄附行為、事務決裁規程が12ページから19ページまでになります。

続きまして、20ページをお開きください。公 社設立時からの年度ごとの予算書、決算書でご ざいます。次の21ページから73ページまでが平 成7年度から平成20年度までの予算書、74ペー ジから153ページまでが決算書の資料になってお ります。

それから、建設費用の関係で、減額の根拠という御質問がありました。192ページをお開きください。当初の事業費から減額されたということですが、当初508億円という金額が上がっておりました。これは、平成12年度に「廃棄物総合処理センター整備事業整備計画書」を作成しておりまして、この中で建設費508億2,900万円を算出しております。下の表を見ていただきますと、平成12年の計画事業費が508億円ということで、計画については、どの施設が幾らという施

設ごとの細かい積み上げではありませんで、焼 却溶融施設で297億2,200万、リサイクル施設が 幾ら、最終処分場が幾らという大きなくくりで の算定をしております。算定の方法につきまし ては、当時、有力な技術力を有する企業から見 積書をとりまして、その見積書の平均値を出し て算定しております。その金額が508億円となっ ております。

それから、計画事業費の右のほうに設計額とありますけれども、これは平成17年度までの最終の設計額であります。実際に設計した金額がこの数字ということで、工事費はこの段階で508億円から約120億円減額され、さらに最終事業費は、入札で金額が下がり減額になりまして、最終的には設計から実際の事業費としては38億円下がったということで、最終の事業費は348億3,500万となっております。

それから、193ページをお開きください。現状で塩化化合物等の処理能力が十分であることについての判断根拠ということで、理事長も御説明しましたとおり、現在十分ではございません。塩化物イオン濃度が計画値よりも上昇しております。一つは、台風14号の災害ごみ(発言する者あり)、では、ここは省略させていただきます。

続きまして、195ページをお開きください。調整池の設計図面ということで、平面・断面・標準断面・ブロック図を添付しております。196ページが構造物、コンクリート部分の池の平面、一番右が断面になります。

それから、196-2ページは、第3調整池を工事した際の図面です。図面右側が第3水槽になります。くいを8本つくっております。左のほうが1-1、1-2、図面上のほうが防災調整池側になります。それから斜めの破線の部分が切り土の部分です。真ん中の白くなっている部

分が盛り土をしたところです。それから196—3ページが、浸出水調整池の地形も含めた断面図、途中で切っている部分がありますけれども、構造的にはこういったことになっております。197ページが浸出水調整池構造物の断面図でございます。198ページにブロックの構造図を添付しております。

次に、199ページです。コンターの入った平面 図ということで、200ページに図面を添付してお ります。白黒で大変わかりにくいんですけれど も、真ん中にあるのが浸出水調整池の施設です。 図面上では右上のほうが防災調整池側、下流側 になります。

続きまして、201ページをお開きください。調整池の建設工事の進行記録簿ということでしたが、記録簿自体は公社のほうにございません。そのかわりに2工区の週間工程表を提出しております。1工区のほうは確認作業中ということでしたが、ありましたので、次回提出したいと思います。2工区の週間工程表を238ページまで添付しております。

次は239ページでございます。切り・盛り土に 着工した日と調整池底部までの締め固め工事が 終了した日、その間の作業記録簿ということで す。切り・盛り土に着工した日、平成15年3月28 日、締め固め工事が終了した日、平成15年8月 末でございます。作業記録簿は、平成15年10月 2日に建設業者から提出された実施工程表と週 間工程表を添付しております。

284ページをお開きください。使用されていない部分の調整池の地盤沈下の調査地点の沈下状況。切り土部分と盛り土の沈下の比較ということで、平成17年9月までは工事の施工業者が測定をしており、平成17年11月からは、公社のほうで自動式沈下計を設置して測定しております。

286ページをお開きください。沈下計の設置してある場所です。左下のほうが測点2 (M2)、真ん中、第2水槽の上が測点3 (M3)です。それから図面の真ん中より上のほう測点4 (M4)で、沈下の状況はこの3カ所で測定しております。これの沈下量をグラフにしたものが285ページの折れ線グラフになります。このグラフは、沈下量が右のほうに書いてありまして、当初の水張り試験をした平成16年10月ごろからの全体の数字があります。盛り土部分は沈下計をつけておりませんので、自動の機械では測定ができておりません。

287ページをお開きください。設計者、施工者からの施工に係る提案にはどのようなものがあったのかが記されたものということで、2種類の資料を添付しております。まず、平成16年11月26日受けということで、構造物の施工業者から提案をいただいています。それから、公社のほうを探しましたけれども、正式な文書として残っているものはありませんでしたが、造成の実施設計や施工監理等を受託しましたコンサルタント会社がまとめて一覧表にしたものがありましたので、それを添付しております。

まず、288ページです。調整池の構造物を請け 負った業者から提案1、提案2ということで2 つ提案されています。これは、水張り試験をして漏水がわかった後での提案です。案1は、止水よりも、底版に穴をあけてボーリング調査をして地盤改良しようという提案です。案2は、遮水シート工法ということで、構造物の中にもう1つ構造物をつくるような形でできないかという提案をされておりますが、いずれも公社は採用しておりません。

それから290ページをお開きください。コンサルタント会社がまとめた資料でございます。上

の段の真ん中あたりを見てもらいますと、提案 事項ということでいろいろ書いてあります。上 から4つ目の項目では、3つの対策工を提案し ましたと。その下は、くい基礎、地盤改良を提 案し、公社から指示がありましたというような ことです。後でまた見ていただきたいんですが、 試験の方法とかコンクリートの基礎についての 提案等もなされております。以上でございます。

○宮原委員長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〇坂口委員 質疑の前に、委員会での答弁が全 く違っているやつがあるでしょう。理事長も本 当のことをきょう話されているかどうか甚だ疑 問なんですけど、「調整池の内部のクラックを目 視確認できないか」と4月21日に尋ねているん です。「目視は不可能」ということが公式な委員 会での県の説明なんです。なぜ目視が不可能で 通されるのか。理事長は、1週間前に報告を聞 いてタンクを使ったことを知ったという説明だ けど、あそこに疑問を持ったら、クラックの状 況が気になって、目視しにプールの中に入ると 思うんです。目視に人が入ると、水を入れれば 当然コンクリート壁は汚れているんです。それ がばれるから、今でも目視できないで通してい るんじゃないか。理事長も、就任されてこの話 を聞かれたときに池の中に入っていて、その時 点からあのタンクを使っていることはわかって いるんじゃないか。流れの説明を受ければ、そ の補強工事をやったときに、この池でどうやっ てあんたたちは水をパスしたのということは、 だれでも持つ初歩的な疑問ですよね。だから、 今後一切、作り事とか言い逃れはやらずに……。 今の理事長の説明でもたくさん疑問な点はある んですよ。まずそこから訂正してほしい。目視 はできるんだということと、最初の目視は、だ れがいつやったのかということからやってもらわないと、4月21日の委員会に返りますよ。うそからうそじゃだめですよ。

○田中理事長 前後しますが、私も入って第2 水槽のほうを見てみました。一通り見ましたけれども、かなりクラックを補修した後が……。

○坂口委員 そうじゃなくて、そういう説明を 信用できるのかできないのか判断するために、 4月21日の県の説明の中で、あのプールははめ 殺しで中は確認できないんだ、入れないんだと いう説明なんです。クラックの状況がどういう 状況なのかという質問に対してそうだったで しょう。速記を起こしてもらってもいいですよ。 そんなことをまだ訂正もせずに、今のばれた部 分だけを報告して――それは訂正と言わないん です。今までの虚偽の説明なり間違いなりを正 して、まずそれからスタートしないと。4月21 日、あの中に入れない、まだクラックも確認で きていないということから始まっているんです。 だから、それをまず正してもらわないと。意図 的に中に、入れるんですと言ったら、議会が入っ ていったらすぐ、「このプール使ったじゃないか」 「この汚れは何だ」、水をためた後じゃないかと いうことがばれるでしょうが。それまで使って いないと言い通してきていることを今後とも言 い通すために、あそこには入れないんだという ことで、僕らの現地の確認を阻止するために、 そういうことを4月21日に言っているんじゃな いかと尋ねているんです。そこからまず訂正し てもらわないと、まだこれは今までのうそをす べて正したというわけじゃないですよ。

○飯田環境森林課長 4月21日の常任委員会の 説明の中で、満行委員のほうから御質問があり まして、調整池のどこの部分にクラックが入っ ているのかと……。 ○坂口委員 それは、僕が、クラックの状況は どうなんだ、確認したのかということに対して 説明されているんです。他の委員のことはいい んです。僕が、まだ今でも信用できないという ことで、とにかくあそこは目で確認できないん だということで4月21日終わっているんです。

○飯田環境森林課長 明確に答えたかどうかに ついては、議事録等を見せていただかないとで すね……。

〇坂口委員 わかった。こっちで議事録準備する。

そしたら、今のでも、切りがなくなるですよ。では、理事長は、その報告を受けるまであそこに1回も入らなかったの。あなたは、大変なことが起こって、私は県民のために物すごく心配しているんだと、大変だから何でもかんでも言うんだと。今、正義の味方なんですよ。あの話を聞かれたときに、クラックはどうなんだ、池から漏れていないのかとか、そういう説明もあったのかないのか。なければ、自分からあの中に入られなかったんですか。クラックを見たと言われるけど、見れば池の中は汚れてますよ。池を使ったんだなとわかりますよ。

〇田中理事長 昨年度は私は見ておりません。 本年度に入ってから見ました。

- ○坂口委員 いつ見ましたか。
- 〇田中理事長 最近見ました。
- ○坂口委員 いつ見ましたか。

〇田中理事長 はっきりわかりませんが、1週間ぐらい前だと思います。

○坂口委員 1週間ぐらい前に公社の職員から聞いて、あそこを使ったことがわかったという日より後ですか前ですか。

○田中理事長 事実を申し上げます。私は、第 3調整池以外に1、2を使用したということに ついては、昨年度承知をしておりました。しか しながら、どのぐらいの期間、どの程度という のは、そのとき私は確認すべきだったろうと思 うんですが、現在使ってなかったし、私として はほんのしばらくの間使っておったという認識 でおりました。決して言い逃れをするつもりは ありません。そういうことで昨年度は入りませ んでした。

この前の記者会見からいろいろそごも来しまして――それは実態の認識不足なんですが、それで慌てて入って調べたというのが本当のところでございます。

○坂口委員 ということは、会見の1週間前に 初めて知ったというのじゃなくて、それより以 前に使ったことはわかっていた。ただ、どれぐ らい使ったという状況がわからんかったから、 初めて知ったのは1週間前のことだという解釈 でやられたんだろうけど、使ったのを知った日 が知った日なんです。それから調べていくのが 責任ある対応、行動なんです。

をういうぐあいで見ていくと、今の報告で、塩化物イオンの濃度 C 1 マイナスが異常に上がったという説明だった。その原因は廃プラ、廃ビニールを焼いたからこうなったんだと、当然だと思うんです。焼くようになったのは、市町村の要請に応じて、焼けないというものを焼いてもいいと県の処分基準を変えた。焼き始めたから上がった。では、焼くのをやめればいいじゃないですか、埋め立てれば。焼かずにまた埋め立てにしたらいいわけでしょう。そういうことを考えていくと、焼くのをやめてまた埋めれば、それ以上に深刻な状況があるから、それを抑えるために廃プラ、廃ビニールを焼かざるを得なかったと。それで何のメリットがあるかというと、炉の温度が上がるんです。炉の温度

が800度になればダイオキシンが抑えられるんです。そういうことをまだ正直に話しておられないんじゃないかなと疑わざるを得んから、これは何日やっても終わらんですよ、1つでもうそや間違いがあると。

今度は、どの炉をいつからどう使っているのかわからんけど、3つ持っている炉の24時間ごとの炉内温度のチェック、それから廃プラをどれぐらい、どういう周期でくべているか。またこういうものが資料として次必要ですよ。資料を要求しておきます。

そして、今の汚染、汚染と言われるのは、水の汚染度状況分析ですけど、当然、今度は空中環境のモニタリングの観測結果、あるいは重点的にチェックされた結果をこの次出してください。そんななってくるんですよ、うそを言っていると。

〇宮原委員長 今あった資料請求は対応できま すか。提出をお願いします。

○長友委員 この前の委員会といい、ただいまの説明といい、地域住民サイドに立てば、本当に公社の信用というのはなくなったと考えます。また事実、地域内からいろいろな意見を聞きますけれども、非常に不安を抱えております。地域の人は、信頼していいのかどうかと、全くこれは信頼できないと、こういう状況であります。

淵源をただせば、ごみ処理広域化計画から始まるんじゃないかと思うんです。これだけのものを運用するに当たって、コンサルを中心に計画を立てられるんでしょうけれども、既にこういう事態が起こったと。まだ開設して2年ちょっとなのに、危険きわまりないものが流れてくる。汚水の調整池が使う前から壊れているという状況。一体だれがこれを許可したのか。また、一体どこでこの計画でよしと判断をしたのか。そ

れに、先ほど言われました脱塩処理設備にして も、既に能力が3分の1、4分の1、ひどいと きには10分の1ぐらいに低下しているという状 況です。ごみ処理の計画を立てるに当たって、 今の話では、県のほうから燃やしていいように したということであります。それを許可してこ ういう事態が起こって、本当にそういうことが 正しいのかと、こういう問題が山ほどございま す。

また、我々素人が見ても、盛り土、切り土を やったところに汚水の調整池をつくっておりま すけれども、谷の一番弱い、盛り土したところ につくっている。そして盛り土に耐えられる土 質かどうかまで考えてもらいたいと思います。

本当に大変な事態でありまして、事故のとき の公社の措置として、「生活環境上の保全上の支 障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直 ちにその除去又は発生の防止のための応急の措 置を講ずる」ということで市に報告をして、市 のほうでは、「産業廃棄物処理施設の設置の許可 者として 違法行為又は許可基準に適合しなく なった時は、期間を定めてその事業の全部又は 一部の停止を命ずる」と、こういうふうになっ ているわけです。この事態というのはそれに当 たりませんか。調べた井戸ではモニタリングし ても出てきていないと言っていますけれども、 要するに、最終処分場に雨が降って、それが調 整池にたまって、そこでクラックが生じて漏れ ているということは、そこのところを調べなく ちゃ汚染されているかどうかというのはわから ないでしょう。そういうこともなされていない。

まず、この事態を地元の対策協議会に対して、いつ、どういうふうに説明をされたのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

〇田中理事長 公社のこれまでの数々の事態、

漏水とか、浸出水調整池の機能不全などにつきましては、地元対策協議会にはこれまで説明をしておりません。今回、このようにオープンになってから説明したというのが本当でございます。

○長友委員 公社の技術担当の方が漏水したことを確認しますよね。それをどういうルートでどこまで報告をされたんですか。そしてだれがどうそれを判断したのかお伺いします。

〇田中理事長 浸出水調整池が完成に近づきまして、水張り試験を実施して漏水等が発生しました。そういった過程の中で最終的に、例えば宮崎市の一般廃棄物の使用前検査というものがあります。検査のときに、どれほど公社のほうが把握をし、また許可権者(宮崎市)にお話ししたかということですが、前回の宮崎市の議会においては、実態については、福岡地震ということで説明されておりますが――公社としては、使用前の17年2月10日に漏水の発生について担当課とも協議しておりまして、その中で漏水の原因について激論されたと聞いております。

今、公社に公文書の形で残っていないものですから、そのときに協議した資料でしか判断できません。そういった過程のことはいろいろあるんですけれども、きちっとした形で、どういうふうに協議をし、行ったかという公文書の書類は残っておりません。

○長友委員 まず、17年11月1日のオープン以前から、試験の段階から漏水という事実がわかっておって、その後、台風等雨量の大変な時期にはそれを使っております。このこと自体が大変なことであるわけですけれども、またそれをしないとどうしようもないという自然状況というのも起こっているわけですが……。

もう一回資料請求しますけれども、試験の段

階から、いつそれを確認してどんな協議をしたのか、そして新たに使用しだしてから漏水が起こって、いつ漏水を確認したというのはさっき出ておりますので、そのときどこからどこに報告が行って、どこが最終判断をして態度を決めたのか、その資料を整理して提出してもらいたいと思います。

〇田中理事長 私どももこの間、あらゆる資料を引っ張り出し綿密に調べ、検証をしております。大変申しわけないんですけれども、当時相当忙しかったと思われて、協議の過程、あるいは意思決定を示すような書類がほとんどありません。今、先生がおっしゃった趣旨は十分理解しますけれども、どこまで整理できて、どこまできちっとした形で御提出できるか、かなり難しいと思っています。

○長友委員 しかし、漏水という重大事態が起こったら、理事会なり、理事長、副理事長の決裁で修理に入ると思うんです。だから、その時点というのはわからないはずはないわけです。その辺の機能は果たしていたのかどうか。これは公社の組織自体の問題になりますよ。だから、知らないとかじゃなくて、これだけの事態が起こっているわけですから……。

〇田中理事長 浸出水調整池の機能不全の問題、 あるいは漏水の問題、仮設調整池をつくった問題、浸出水の搬出の問題等、公社運営上、経営上重要な事項があります。そういった重要な事項については、もちろん公社内部で意思決定をし、意思決定機関である理事会に諮り、予算の執行についても承認を得てやると、まさにそのとおりだと思います。しかし、残っている資料がありませんし、理事会にはそういったものがほとんどかけられておりません。そういう意味で、先生がおっしゃった内部組織の問題である という御指摘は、まさにそのとおりだろうと思います。

○長友委員 再度調査をしていただいて、でき 得る限りの資料を整えていただきたいと思いま す。

それから、これだけの企画をするに当たって、 炉の問題も、今指摘がございました。脱塩装置 の問題、汚水処理のところの問題、ひっくるめ て問題が2つ、3つと重なってきているわけで すけれども、この計画をどこが承認したのか。 その部分についてはどうですか。

〇田中理事長 財団法人の設立の経過は、御存 じのとおりでありますが、最終的には県と13市 町村(合併後11市町村)の参画のもとにいろん な計画が出てきたわけですから、その段階で合 意して進めるということが基本だろうと思いま す。その上で公社で計画を詰めてきたと。ただ、 全体的なコンセプトの導入とか機器の導入につ いては、当時、環境整備公社を設立しておりま したので、その段階で詰めの作業は行われたん じゃないかと思います。先生のお話の関連で、 特に当初の池の問題と塩の問題、この2つがそ の当時考えられたシステム全体に大きな影響を 及ぼして、深刻な事態を引き起こしているので はないかと思っています。

○長友委員 問題が大き過ぎて山ほどあるんで すけれども、ほかの委員もありますから……。

もう一つお尋ねしておきます。今、汚水の調整池を修理するだけでも5億幾らというお金の話が出ております。それと、処理し切れなくてタンクローリーで運んでいる。公社も金を出すでしょうが、血税が使われていきます。今、住民の我々に対する厳しい意見としては、どれだけの血税が使われるのかと、それで抜本的に解決できるのか。財政が厳しい折に、これは重大

な問題だということで、いいかげんな補修では 困ると。安全性自体が心配になってくると、安 全にかかわるものを本当に抜本的に解決できる のかどうかと。そういうことでこれは大変な状 況です。

これはどこに提案していいのかわかりませんけれども、県、市、公社を離れて、第三者の専門家による委員会を設立していただいて、徹底的に原因の解明から今後の対策のあり方までやっていただいた上で、市民、県民に税を投入することへの是非を問うていかなくてはいけないと。一方では、毎日約50万人分のごみ処理をしなくちゃいけないという現状があるわけですから、これが直ちに閉鎖となれば重大な問題が起こるでしょう。そういうことを勘案したときに、この問題を徹底的にやるものをつくり上げてもらわにゃいかんと思いますけれども、そのあたりどうでしょうか――そういう疑問を持っているということで……。

○坂口委員 この前のクラックの件も整理されていないみたいですけど、まだ、確認もできていないということでクラックの状況報告もないし…… (聴取不能) 通常考えるのは、焼かないようにしようと、もとの基本に戻して埋めるようにしようということなんですけど、その検討をされたと思うんです。当然やりますね。だけど、燃やし続けたというのは、どういうことなんですか。

○田中理事長 焼却溶融施設をつくったので、 その利用ということもあると思います。それから台風災害ごみの問題、あるいは燃えるごみに変えたという問題もあると思います。そのほかに、ボイラー等で焼却して蒸気をつくって、それをプラントに使うということもあります。あるいは炉の温度を上げて──ダイオキシンの場 合は850度以上ないと抑制できないという問題もありまして、梅雨時期には灯油を燃やして温度を上げるということもあるわけです。したがって、プラスチックを燃やして燃焼温度を上げるということ――その理由としては、申し上げませんでしたけれども、いろんな理由で使用している実態があります。そういったことを含めて、現在のところは埋め立てるより燃やすほうを選択しております。

○坂口委員 結局、埋め立てるよりも燃やした ほうがリスクが小さいということですね。燃や すのをやめればもっと大きいリスクがあります よ。ということは、今の焼却炉はそういうこと も予想してなかったんですか。

○田中理事長 私もシステムの詳しいことはわからないんですが、例えば焼却炉が3つ、それから溶融施設がある。溶融施設についても、その当時は、国が溶融施設を盛んに勧めて補助金がつく時代だったということでございます。ところが、今、公社が塩の問題で非常に困っているのは、溶融炉で飛灰等が出る。それを引き取ってくれるところがあるといいんですけれども……。そういったことで物すごく塩に影響が来ているわけです。本来ならば、そういったとめてシステムは開発されるべきだったと思います。ところが、今の段階では、そういた課題をある程度解消しようと思えば、補助金等の制約をなくすれば、溶融施設をやめたほうがシステムはうまくいくわけです。

○坂口委員 そういうことだと思うんですよね。 そんな中で、台風の災害ごみを燃やしてます ね。これは水分を物すごく含んでいるわけです。 ドライにせずに燃やすなんていうのは、リスク の種を入れているようなものです。だから、ど うも危機意識とか真剣にやろうという意識が欠 けていると思うんです。それはそれで、今後、 さっき言ったような資料を出していただきなが らですね。

それから今度は下水場に……。

○宮原委員長 ちょっと待ってください。次に 行く前に、先ほどの議事録ができていますので、 ここで暫時休憩をさせていただきます。

午前11時37分休憩

午前11時40分再開

〇宮原委員長 委員会を再開いたします。

この部分について、当局のほうで何かござい ませんか。

○坂口委員 処理水を下水道に流したと言われるけど、処理水をタンクローリーに取水した場所というのは、工程の中でどれになるんですか、大まかでいいんですけど。

〇田中理事長 焼却溶融施設の部分のほうの脱 塩処理施設がそこにありますので……。

○野崎参事 説明いたします。パンフレットがございましたら、パンフレットの13ページになります。これは浸出水水処理施設の一連の流れがありまして、最後の右下に、処理された水が焼却溶融施設というところに送られていきます。

〇坂口委員 図面のどこですか。

○野﨑参事 13ページの右下に「焼却溶融施設 へ送られます」……。

○坂口委員 タンク車に入れたのは、「溶融施設 へ」となっているパイプラインより後ろの過程 で取水して入れたということ、前で入れたとい うことですか。

○野崎参事 焼却施設のところから運び出して おります。

○坂口委員 ということは、浸出水調整池を通って処理をされた水が出てきた最後のところから

持っていったということですよね。

〇野﨑参事 そのとおりになっております。

○坂口委員 そのことで浸出水調整池にたまっている水が多くなったからそれを減らすということにつながりますか。処理がおくれて、処理できない部分があふれ出す心配がある。だから、これを減らすためにタンク車で運んだということなんですね。そして処理能力が激減したと、だから処理される水はむしろ少なくなっているんですよね。処理された水をタンク車で持ち出して、第3調整池、第2調整池、第1調整池のたまり過ぎるという問題の解決につながりますか。

○野崎参事 浸出水の過程で処理された水は、残されたところが塩化物イオン濃度だけが高いということで、これに関しては処理された水ということで、下水道と協議した結果、向こうのほうとしての条件はクリアできますということで、そうすると、205トンに対して、焼却の中で処理できる塩のこされる水が70トンと、あとの130トンを系外に搬出するということであれば、全体の205トンは能力が出せますということになったものですから、浸出水の処理自体は、塩を除いては能力があるということになっております。

○坂口委員 そういう説明を受けてきたんですよ。塩素処理能力で行き詰まっているから大変なんだということを。だから、塩素処理をしていない水は処理水と言わないんです、中間処理水です。その塩素濃度が極端に高い、例えばC1マイナスイオン1万2,000、伝導率だって900もあるじゃないですか。900といったらコンマゼロが5つぐらい分の1オームでしょう。銅線と変わらんぐらいの伝導率です。そんなものを下水道に運び込む。下水道の処理範囲というのは、

そもそも有機物を処理すること、もう一つには、 富栄養化を抑えることぐらいしか予定していな いと思うんです。ましてや重金属対策だのイオ ン対策だのとなると、そんなの下水道が処理範 囲に想定していますか。また、特にイオンとい うのは、金属類への影響、金属疲労だのそうい うものがたくさんあって、下水道はそんなもの を想定していないと思うんです。そんな大それ たイオン濃度の高い水を下水道に運ぶことは、 専門的に問題ないし、運び込めるんですか。僕 らは処理水を持ち込んだという説明を受けて、 それなら仕方ないかと思っていたんです。でも、 考えてみれば、処理水を運ぶといったら、むし ろ足りないぐらいで、クロージングシステムと いうんですから。足りないものを持ち出すわけ ないと思ったら、未処理水じゃないですか。被 膜かイオン処理膜かで除去して通過させたんで しょう。

○野崎参事 下水道の受け入れの関係を補足いたします。

下水道との協議の中で、当然、塩化物イオン 濃度が問題になりまして、それと重金属を含め た有機系のもの、生物系の汚染ということで、 下水道の排除基準というのがございまして、下 水道も工場等からの排水を受ける場合がありま す。それは1つ適用がございまして、最後のポイントになりましたのが塩素イオン濃度という ことで、下水場の微生物を阻害しないという条 件で基準を要求されております。それが向こう のほうで塩素イオンを希釈するという考えのも とであれば、9500ppm以下であれば受けますとい うことでの協議があったものですから、それに 従っております。それから、水質関係もすべて 定期的に有害物質その他の提出をして審査をい ただいている現状でございます。

○坂口委員 まず、今のように処理水じゃない ということです。それから、9500というのがど うかなと思うんですけど、下水道はほとんどが 曝気型の生物分解過程をとってますよね。そこ で、これだけの異常なイオンがバクテリアの生 存環境を脅かしていないかどうか、これもちょっ と疑問ですね。そういうものを想定していない と思うんです。希釈方式とあれば、持ち込み量 でカウントするでしょうから、費用対効果を考 えれば物すごくコスト高になります。今度はそ の金をどこが出したかとなるんですけど、11市 町で運営している公社の運営費の中から出して いけば、受益者負担と考えれば、11の町の住民 ですよね。宮崎市の下水道はあくまでも市の範 囲内の受益者関係での設置運営ですよね。そこ らの整合性がどうとれるのか。

それから、今、課長は工場の水も持ち込んで いると、そういうことを言われたですよね。た だ、工場には自分ところで公害防止のための処 理をしなさいという処理基準があって、工場は そんなイオンの水は出せないことになっていま す。ちゃんと処理をして、有機物と富栄養化だ けが処理しなくても下水道に接続できるという のが、企業からの下水道への排水の関係です。 それをミックスさせて説明してもらったら、ま た僕らは疑いを持つわけです。まただましにか けられたと思う。だから、最初正直に行こうと 言ったのはそこなんです。県民に対して説明し ているんですよ。技術者同士で自分らの正当性 を競っているんじゃないんです。改めてお願い しますけど、何を聞いているかに、わかりやす く、的確に答えてほしいということです。そう いう意味から、下水道に持ち込むことについて のさらなる検討なり検証の必要性を考えられま せんか、どうですか。

〇田中理事長 十分検討いたします。

○坂口委員 だから、ことごとくそんなことで ですよ。もともとこれは耐震補強をやっておか んと大変だから入り込んだんですよね。そのま まそうだそうだとなればわからなかった問題で す。今、長友委員が言われたように、今回、幾 らかの金をかけてこれを補強せんといかんこと はわかっているんですけど、まずそれには、こ ういった不都合が生じた。この不都合――クラッ クだ、やれ沈下だ、これを健全な形に戻す工事 が一つ。それから耐震補強のための工事が一つ。 今言われたように設置基準、処理基準が変わっ てきたのと、ライフスタイルが変わってきたこ とによって対応できなくなった部分が一つある と思うんです。この工事を3つに分けて、因果 関係があるものについては因果関係をしっかり やって、負担すべき者が負担する。耐震関係に ついては、公共事業で補助事業制度があるなら 補助事業の新たな事業として今後検討を続けて いく。新たな能力が必要なものについては、も う一度、基本構想、基本計画から積み上げてい くという3つの作業に分けないと、こんがらがっ てしまって何もかもが公金でとなってしまう心 配があるんです。そういった整理をされるべき じゃないですか。これは部長答弁になると思う んですけど。

○高柳環境森林部長 今回の問題につきまして、 特殊的な対応だけではなくて、基本的ないろん な問題も出てきております。いろんな基本計画 は2年とか期間をかけてやっているんですが、 本当に安全・安心なものにするためのいろんな 検討が必要かと思っています。

それで、これにつきましては、原因究明、今 後の対策も含めて、調査の方法等について、今、 関係部局とも協議を行っているところでござい ます。いろんな問題点を含んでおり、専門的な 部分もございますので、どういう形で対応して いくか、今、検討しておるところでございます。

○坂口委員 理解ができなかったんですけど、 とにかく僕が言いたいのは、当初予定していた 工事が予定どおりにいかなかった部分について は、因果関係をぴちっとして、場合によっては 補償工事というのもあり得るんです。だから、 そういうものを別個にしてやるべき。それから、 耐震は、どれぐらいの地震をどれぐらいの確率 で想定して、どういうことをやるんだと。また 新たなことで、やるやらないまでですね。そし て、下水道にいいかげんな希釈までしてクリア して、実際は入れられない水を入れている。向 こうが何とか大丈夫と言うからだけど。行政な り出資団体はそんないいかげんなことをやらず に、3つの作業を別個にして基本から検討して いこうと、それぞれ財源の負担者は違ってくる と思うんです。そういうのをごっちゃにしちゃ だめじゃないかということ。そのための調査は やるべきなんですけど、ぜひ検討してそうやる べきだと思うんです。ただ、時間がやたらかか ると思うんです。

一番大切なのは、周辺の人に、一日も早く安全な施設に切りかえて安心してもらうということ。僕らがいら立っているのは、余りにも県の感覚が、何か人ごとみたいで危機感を持っていないと感じざるを得ないんです。これは知事以下全部です。知事だってこのことについて、そんなことがあったのと、それはもっとはよ言わにやいかんかったわなというようなことでしょう。知事が2月11日にこの報告を受けて、3月の何日かに公社に行ったと言われるんですけど、理事長のところに行かれたのは3月の何日だったですか。1カ月ぐらい後に行って、そのとき

理事長は知事にどんな報告をされたんですか。

○田中理事長 池の機能不全、塩の問題、課題 はすべてお話ししました。

○坂口委員 そのとき知事は、それは大変なことだなと思ったですか、ふうんと思ったような感じだったですか。

〇田中理事長 もちろん大変だという認識をお 持ちになりました。

○坂口委員 それからもう 2 カ月ぐらいになる んですよね。このことに対して知事からコメントも何もないんですよ。政治判断をやって、とにかく安心・安全なものをとりあえず県がやると、代行してでも。そのかわり徹底して責任は 追及して、県費の無駄な支出は後からちゃんと 回収するんだ。だけど、これは急を要するというぐらいのことを、知事はここで決断すべきです。また、その決断をできるような状況を、つまびらかに知事に伝えなきゃだめだと思うんです。どうも危機意識に欠けているような気がするんです。部長、そこのところを真剣に考えて ほしいと思います。

○高柳環境森林部長 私たちも、この問題が発 覚しまして、とにかく事実を明らかにし、また 原因もちゃんと究明をしていかないといけない と思っています。ただ、資料等も限られており ますし、難しい面もありますが、それはそれと して、できる範囲で一生懸命やっていきたいと 思っています。また、この問題の重要性につい ても、副知事、知事、関係部局のほうとも協議 はしているつもりですけれども、熱意、誠意が 足りないと言われれば、反省をして、これまで の議会での御意見等も含めまして早急に対応で きるようにしていきたいと思っております。

○坂口委員 僕は、危機感が足りないような、他人ごとみたいな、あるいは手をつけたくない、

大変だというのが逆にあり過ぎるのかもわからんけど、そんな気がするんです。もう相当たっているし、前のとき伏せていたのは、対処方法もなくて、住民が騒ぐと大変だからということで。だけど、みんなもう知っているわけですよ。だから、一日も早く、やることを公表していくこと以外、何も選択の余地はないということですよね。

ただ、今言われたように徹底してとなれば時間がかかり過ぎるから、急がなきゃいかんという事実と、そうなると知事の決断しかないです。

そのほかにもこの問題は、例えばクロージングシステムだって絶対限界なんです。最初から間違いの計画なんです。今言われたように、ちょろちょろ出る水でさえ運んだって冷却施設は何てことない、余計な水が出てきているんです。そういうものから同意書からやり直さなきゃだめなんですよ、今度のは。だから、相当な腹決めをやって、本当に申しわけないんだということと万全を期すんだということ、これはやっぱり知事の政治判断がなければできんことですよ。こんなものをちんたらちんたら協議をやっていて、責任のなすり合い。これは要望でいいですけど、時間も午前中終わるしですね。

○宮原委員長 委員の皆様にお諮りいたします。 間もなく日程にお示ししております12時となり ますが、いかがいたしましょうか。

[「午後も続ける」と呼ぶ者あり]

〇宮原委員長 それでは、午後引き続き行うということで、暫時休憩をいたします。

午前11時59分休憩

午後1時1分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。
まず、委員会の傍聴についてお諮りいたしま

す。

宮崎市の伊地知氏から、執行部、参考人に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。 議会運営委員会の確認・決定事項に基づき、先 着10名に限り許可することに御異議ございませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○宮原委員長 それでは、そのように決定いた します。

傍聴される皆様にお願いいたします。傍聴人は、受付の際にお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただきますようお願いいたします。

それでは、午前中に引き続き質疑はございませんか。

○外山委員 せんだってこの委員会で執行部の ほうから説明を聞いたんですが、きょうの公社 理事長の説明と違う。要するに県の説明が正確 でなかったということで、今後、この委員会を 進めるに当たって、正確な報告がベースにないと、虚偽の報告ではちゃんとした審議ができないということで、話をもとに戻して確認をしたいんですが、先日のこの委員会で部長が報告を された。あの時点では、きょう、公社理事長が 報告をされたことはお聞きになっていなかったんですか。

○高柳環境森林部長 21日の時点で申し上げましたことは、第3水槽の補強工事がされている、そして漏水の事実はないという公社からの報告に基づいて報告をさせていただいたということでございます。

○外山委員 あの日の報告だと、第1、第2の

貯水池については使用していないという報告でしたよね。ところが、きょうは使用していたんだと、そのことについて報告はなかったんですか。

○道久環境対策推進課長 我々のほうに、第1、 第2のほうを使っていたという報告は受けておりません。

〇外山委員 そのほかに、きょう、マンホール からの漏水の報告もありましたね。これも、こ の委員会では部長のほうから全然報告はなかっ たんですが、これについてはどうなんですか。

○高柳環境森林部長 マンホール等の今回の6 件の漏水については、21日、25日の時点で報告 は受けておりませんでした。

○外山委員 先ほど、知事のほうに早い時期に 今回の漏水の件等々報告してあるという発言が ありましたよね。環境問題に関することですか ら、普通は当然、部長は同席すると思うんです が、知事のほうからは全然そういう報告はなかっ たんですか。

○髙柳環境森林部長 済みません。趣旨がよく 理解できなかったんですが。

〇外山委員 先ほど理事長の報告だと、知事に は早い時期に今回の漏水の件は報告をしていた という説明をされましたよね。

〇田中理事長 私が申し上げましたのは、第3 のところだけが補修してありますので、残りの 第1-1、第1-2、第2について早急な補強 工事が必要という説明をしておりまして、そこを使用したとか使用していないということについては、知事には説明しておりません。あるいは漏水についても説明しておりません。したがって、今、県のほうがおっしゃったとおりでございます。

〇外山委員 この件については、宮崎市のほう

には早い時期に報告をされたんですか。

〇田中理事長 何と申し上げていいのかわからないんですけれども、公社の職員は、建設当時から現在に至るまで県と市の派遣職員でやっております。それで、建設の段階でも、今要職におられる方が直接タッチされたわけですし、その後の運営も産廃、一般等については派遣職員でやっているわけですから、連絡をとりながら仕事をするのが普通です。そういった意味で、当初から実態を把握されていないということは極めて不自然で、考えられないと思います。

それで、公文書による正式な報告がなかったということで把握していないということであれば、そうかもしれません。こういった実態につきましては、公社の職員はまさに担当窓口の派遣職員ですから、どの程度御承知だったかわかりません。しかし、全く当初から事情を把握されていないということは考えられないと思います。

○外山委員 先ほど、県の担当の方は報告を聞いていないという話ですが、今の理事長の話を聞くと、県から派遣をされた職員がそこにいるんだから、常識としてはこういう状況は把握しているはずだと。ただ、公文書で報告をしたかどうかは別としてということですが、どうなんですか、その認識も全くなかったんですか。

○高柳環境森林部長 先ほどの御質問について、 正確に担当課長のほうから説明させます。

○飯田環境森林課長 18年7月の時点で、公社 の聞き取りによるメモをまとめて、先ほどあり ましたクロージングシステム、タンクローリー で運んでいること、それとクラックについては 従前お話をさせていただいた、このかかわりを 御参照させていただいたと思いますけれども、それ以外に第3水槽以外も使用していたという

事実については、私のほうで確認いたしております。ただ、それにつきましては漏水の恐れがあると先ほど理事長が説明しておりましたけれども――結果的な説明でございますけれども、沈下の状況を見て安全を確保しながら運転をやっているという話をされましたが、私が18年4月の段階で担当から報告を受けて報告した事項は、浸出水の補強工事をしていることについては確認しておりませんが、クラックがあって、このままやると例えば漏水のおそれがあるとか、タンクローリーで運んでいること、それと第3水槽以外も使っていたという事実は、その当時確認しております。

○外山委員 この前の委員会では、第1、第2 についてはクラック等で漏水の危険性があるか ら全然使っていませんという報告であったと思 うんです。今、課長の話だと、もうわかってい ましたと。何で虚偽の報告を委員会でされたん ですか。

○飯田環境森林課長 虚偽ということではなく x で、そのときには調整池についてのクラックという認識がありました。認識不足と言われれば そのとおりでございますが。ただ、第1-2、第2 については使用を中止するという御報告をいただいております。ただ、その後も使用していたということは、その後判明したということでございます。

○外山委員 もう一点聞きますが、先日、きょう理事長が言われたことを記者発表されました。 委員会に全然報告しないのを、あの時点で急遽 発表されたのはどういう理由なんですか。

〇田中理事長 今の段階では何を申し上げても つらいんですけれども……。この機能不全につ きまして、情報を閉ざすとか公表しないつもり はもともとありませんでした。ただ、正直言い ますと、県あるいは11市町村の負担の了解を取りつけて情報公開かなと思っていました。理事会や評議員会にはかけてきたつもりです。

それから記者会見の食い違いの話です。正直 申し上げますけれども、宮日さんにスクープさ れてわっと新聞に載りました。その時点で、そ ういった状況になればきちっと記者発表すべき だろうと判断いたしまして、県にも相談して会 見を設けました。それから、2回目の会見をい たしましたけれども、確かに先生がおっしゃる とおり、1回目の時点で、浸出水調整池につき まして、第4調整池以外の1、2、3を使用し ていなかった。あるいは漏水の話もいたしませ んでした。あるいは塩の課題についてもきちっ と話をしておりません。あのとき記者発表した のは浸出水調整池が中心でしたから、先ほど県 がおっしゃったように残りの漏水は御存じな かったと思います。ただ、どうして発表したか といいますと、大きく記事に取り上げられまし たから、各社もありますので、早目に記者発表 したほうがいいだろうということで、県とも相 談して記者発表した次第です。

○外山委員 2回目の記者発表される前に、この委員会で現地へ行っているんです。なぜあそこで議会にその事実を報告されないのか、非常に不審に思うんです。我々は県民の代表として、しっかり真実をつかんだ上でどうするかを考えていく責任があるんです。ですから、今度のような発表の仕方は非常におかしいと思います。

問題は、先ほど担当課長のほうは、知っておったけど報告する必要がないというようなニュアンスの言い方だったんですが、今後責任の所在を明確にしていく、そのためには、公社で起こったことを県に全部報告をするのかどうか。今後の情報管理の考え方を、部長と理事長の両方か

らお聞きをしたいんです。

○高柳環境森林部長 今回の問題に限らず、事実をすべて明らかにしていくことで、この間の委員会後も、それ以前にも公社のほうにお願いはしておりましたし、そういう指導もいたしました。これは当然、県もいろんな資料や情報は公社からお聞きしてということになるんですが、情報を共有して事実を明らかにして、報告をさせていただきたいと思っております。

〇田中理事長 どうしてこういうことが起こったのか。あるいは、なぜこれまで手を打てなかったのか。なぜその都度対外的な説明をせずにここまで来たのかということを、私も一生懸命考えてみますと、いろんな問題があるような気がします。一つは、公社の組織、体質のあり方があると思います。

と申しますのは、県が先導してつくった施設 ですが、ごみ処理から言いますと、その80何% は市の固有の事務でございます。しかしながら、 幹部はすべて県の出向になっております。しか し、総務部門を除けば、萩の台、たらのき台を 含めて産業廃棄物の仕事は市のほうが実務をさ れてきましたから――今でも市のほうで実務を されているわけです。そうすると、本来あって はならないことだろうと思いますが、俗に言う ほうれんそう、報告、連絡、そして協議という ものがされていなかった。それまでの組織の仕 事の仕方も含めて、実際的にそういうのがあり ます。例えば、前回の委員会で補強工事をした ときの3者協定みたいなものがありましたけれ ども、これすら三文判が押してあるだけで、理 事長の決裁も受けてませんし、書類の間に挟まっ ているぐらいです。きょう差し上げた書類も、 ほとんど書類の間に挟まっている資料を見つけ たようなことで、組織としてきちっと対応して いない、全体的な議論がされていない、そういうことが大きな原因だろうと思います。浸出水調整池一つとっても、場所の問題から設計の問題から徹底的に議論されれば、ああいう池は当然できなかったと思うんです。それが一部分だけで突っ走っていくものですから、こういう結果になったと思います。

そういうことから、今回の実態について、公 社だけで責任を解明したり、今後の方針をつく るのは無理だと思います。坂口先生が強調され ましたように、やはり対外的にオーソライズす るところがきちっと原因を追及し解明していか なければ、とても今後、根本的な改善はできな いだろうと思っています。

○外山委員 今、理事長がおっしゃったことは 核心に触れることだろうと思うんです。

そこで、今度の事故を踏まえて、何でこういうことが起こったかという責任の所在を明確にすることから始めないといけない。最初の構想が間違っておったのか、設計が間違っていたのか、それとも施工がおかしかったのか、それともその後の運営管理をする現場が間違っていたのか。そういうことをきちっと検証して――こういうのは時間をかければいいというものじゃないです。早く責任の所在を明確にする。

それから、今後の責任の所在はどこにあるか、報告はどうあるべきか、それも早くつくり上げて今後の対応に行かないと、もう梅雨に入ります。梅雨に入るとどんどん雨が降る。このまま行くとあそこを閉鎖ということもあり得るかもわからない。ですから、公社を含め、県を含め一市のことはここでは言及しませんが一一今度のことは責任が非常に大きい。そのことをしっかり受けとめていただいて、一日も早く今言ったことを整理していただきたい、そのことだけ

申し上げておきます。

○満行委員 今の話の続きになるんですけれど も、今後、瑕疵のある建屋をどうかしないとい けないというのは事実でありますから、どうか せにやいかんと思うんですが、その責任の所在 はどこにあるのか。新たな出費である工事費は どこが負担するのが正当なのか。ぜひそこのと ころを──納得の上でないと、県民、地域住民 は納得できないと思うんです。

290ページの一番下に調整池のことが出ているんですが、資料ナンバーで見ると7番目、基礎コン配筋変更というところで、提案事項、「微少ながらも変形沈下が予想されたため、沈下によるリスクが大きいことから、基礎コンクリートの配筋を密にすることを提案、採用されず」「調整池施工中に沈下が認められ構造体への影響が懸念されれば、現場打ちの底版を開口し、地盤改良を行う必要がある旨提案。沈下に対する認識の違いから前向きに受け止めてもらえず」、調整池基盤、「再度、基礎コンクリートの配筋変更と施工中の云々提案、採用されず」、こういうふうになっているわけです。だから、最初から問題はあったと思うんですけど、なぜ今日までそうなったのかがよくわからない。

それで、第3水槽は補強をされていますけれども、この負担割合は一体どこで決まったんですかと、前回の委員会で求めましたけど、今日まで説明はありません。きょう資料がいただけるのかなと思っていましたら、ありません。公社が出した分、業者が出した分、この負担割合はどこで決められたのか、そのことをまずお聞きしたいと思います。その根拠ですね。

〇田中理事長 3者の負担割合については、平成17年10月26日に、設計業者であります日本技術開発株式会社九州支店、施工業者であります

三井・吉原・竹盛共同体の一つであります三井 住友建設九州支店、私ども公社で協議をし、内 容を取りまとめたものであります。これについ ても、副理事長の決裁があって公社の印鑑が押 してあるものではありません。まさに担当者同 士が三文判を押して決めたものであります。そ れによりますと、3者に責任があるという整理 をしております。先生方もお読みになったと思 うんですが、結果的には、それが責任の負担割 合だという解釈もされます。その当時の3者の いきさつを見ますと、きちっと整備した形じや なくて、補強工事、せっぱ詰まって、押し問答 というんでしょうか協議の中で決まったという ふうなことを聞いています。

それから、満行先生がおっしゃった、日本技 術開発株式会社のいろんな提案があって、公社 がそれを拒否したとか否定したとかいう紙です が、これも設計施工者から公社に対する正式な 提案とか正式な書面というものでもないんです。 これも書類の中に挟んであった書類でありまし て、私どもで精査したところ、これが唯一、経 過を知る資料かなということがあります。これ を見てみると、工法についても、設計業者はく い基礎法と地盤改良案を提示しておりますが、 わざわざ公社のほうから直接基礎工案を入れる ということで決まったとか、工事途中にこれじゃ まずいということで提案されているのに、それ をやらなかったとか、そういうものが3回、4 回重なっています。そういう面で、先ほど私が 申し上げた――私、公社の理事長でして、当事 者としてこういうことを申し上げるのも立場上 どうかと思いますが、やはり結果的にそういっ たものを招いたのは、公社の責任が大きかった と思っております。

○満行委員 第3水槽の補強は、今おっしゃっ

た流れでいけば副理事長の決裁ということです。 副理事長といえば、県の部長、市長、商工会会 頭となっている。ずらずらっとメンバーが出て ます。農協、漁協、医師会、いろんな方々が入っ ておられるわけです。理事会、評議員会にこう いう大事なことについてはその都度諮っておられるわけでしょうか。

○田中理事長 当事者の理事長として申し上げるのはつらいんですけれども、午前中も申し上げましたように、池の不備の問題とか漏水の問題、処理水の搬出の問題等を含めて、理事会にきちっと提案して議論された経緯はありません。 ○満行委員 非常に不思議な組織だなと思います。

また戻りますけれども、3者で負担割合をした、そのこともどこにも出てこないわけですね。 理事会にも諮っていない。理事長も知らないうちに、工事費を3者で割って負担している。公社が出した分は置いておいても、業者が出した分は、会社としてはこれで出せるんですか。それが非常に不思議です。これだけ下さいと言ったら、会社が右から左にはいと金を出しているのか、それがまず問題です。公的にその会社が、うちの瑕疵があるからと言って出したとすれば、その金は寄附行為なのか、公社の決裁もとらずに公社の建物の補強ができるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○田中理事長 公社はともかく、しっかりした 組織の企業が、工事の負担を、しかも追加負担 を出すのに、あいまいな形で出せるはずがない と思います。必ず組織的に予算を通して出すだ ろうと思います。確認しているわけじゃありま せん。今のところ公社の予算執行伺いは見つか りません。どういうふうに負担したかといいま すと、公社の分だけ公社で持ちまして、残りは、 公社に受け入れるのではなくて、業者にさせる という形で、業者から業者に出したお金で補強 工事が行われたということでございます。

○満行委員 結局、請負工事契約はないわけですよね。ないのに公社の支出をしているし、ないのに会社が金が出せる、それも非常におかしいですよね。公社の支出のあり方も絶対これはルール違反だし、会社も正当な支出をしているかどうかも、我々としては知りたいところです。会社に損失を与えている支出じゃないのか。違法な支出じゃないのかというところまで思うんです。そこまでして責任の所在をあいまいにして今日を迎えている。そのようにしか我々は受け取れないわけです。異常な状態で第3水槽の補修から今日まで至って、うそからうそを重ねたというふうに先ほどもありましたが、そんな感じである。

その状況で、今後どうするかと、先ほど長友 委員からもありましたけれども、弁護士、公認 会計士、建築士等の第三者を入れて、洗いざら い持っている資料すべて渡して精査をして、そ れから、本当にあと5億円追加して今のところ に補強をやらにゃいかんのかどうかをやるべき だと思うんです。我々が公社にお伺いしました けれども、ここを補強しないといけないんです よというところから始まっているわけです、絶 対順番が違うんじゃないのか。まず原因を追及 して責任の所在をはっきりしてからやらにゃい かん、それが普通のルールだろうと思うんです。

でも、もう梅雨も来ますし、災害がいつ起こるかわからんので、県としてはとりあえず県の 責任でやるが、求償権はしっかり持ってやるよ と。でないと、今からいじりますよということ は、地元は絶対納得できないと思うんです。そ ういうステップを踏んでいただかないと、この 問題は延々と終わらないのかなと思いますので、 そのところはよろしくお願い申し上げたいと思 います。今のところは、以上です。

○田中理事長 私は公社の理事長なものですから、昔のことを客観的に、こうだった、こうだったと言うのが、立場上苦しいんですけれども、おっしゃるとおりだと思います。

私も、第3調整池の補強をやろうと昨年考え たときに、順番としては、原因の特定と責任の 所在、責任の追及が先だと思いました。それが 終わった後補強工事に入らなければと。まだそ の段階では市民の方々は御存じなくて、市町村 だけでしたけど、そういうことを市町村も言わ れました。

しかし、今、第3調整池1万3,000トンのキャ パと塩の問題がありまして、私としては、こと しの梅雨、あるいは台風シーズンが乗り切れる のかなという不安はいつもありました。そうい う理屈だけれども、並行してやらせていただき たいと。原因の追及、責任の所在は――私が聞 いておりましたのは、公社の職員、日技がやる と。すべて身内なものですから、それではでき ないと思いましたので、これまで土木工学の先 生に3度ぐらいお会いして、これとこれとこれ を調べてください。それから弁護士の先生にも、 瑕疵担保の請求ができるか――こういう問題に なりましたから中断していますけれども、それ は並行して進めておりました。ただ、先生がおっ しゃるとおり、きちっとした解明、それはその とおりだと思っています。

○坂口委員 今の満行委員の質問に関連ですけ ど、結局、公社は3,900万だったですか、それ以 上の金がかかったけど、業者同士でやりくりし た。責任工事で手直しをやったよという説明み たいにとったんですけど、そうじゃないと思う んです。クラックが入って沈下したとなると、 特殊な防水とか土壌改良という新たな技術がそこには必要になってくるんです。そうなると専門業者が加わって補強しなければ、つくるのと補強、補修というのは性格が違いますから、そこでまた業者なり公社からの支出行為、契約行為は当然行われていると思うんです。新たな契約事案が発生したわけですから、それには契約書なり収入印紙、収入証紙が法的に整備されていると思うんです。あるいは振り込み用紙というものが。本当にないんですか。

〇田中理事長 再度調べてみますけれども、私が申し上げるのも変ですが、まことにずさんな処理でありまして、意思形成過程の会議、あるいは意思形成過程、あるいは決裁行為、これがほとんどなされないまま来ております。逆に言うと、こういうことだからこういうのが起こったんじゃないか。何か偉そうなことを言って申しわけないですが、私はそう思います。

○坂口委員 ということは、3者で協議して、 3者で自社施工で完結したということなのか、 新たな専門業者が加わる必要がなかったのか。 新たな専門業者が加わっていないと、甚だまた 心配なものが再度つくられたということになり ます、技術力とか専門性から。新たな業者が加 われば、そこはただではやらないわけですから、 そこに契約行為が発生していると思うんです。 税務上でもそういう書類は必要になりますから、 僕は公社が努力が足りないと思うんです。新た な業者が加わったか加わっていないかの把握は どうですか。

〇田中理事長 調べさせていただきたいと思います。

〇坂口委員 よろしくお願いします。

〇森山環境森林部次長 先ほど満行委員の質問

の中で、当時の副理事長が県の環境森林部長、 宮崎市長、商工会議所会頭等というお話がございましたが、あれは19年度以降の体制でございまして、当時は専任理事長が副知事、副理事長は専任で県から職員が出向しておりまして1人でございます。したがって、先ほど当時の書類の4,000万円の公社の支出について、副理事長決裁なのではないかと連想させるような発言が一部ございましたが、きょう公社が提出した事務決裁を見ますと、5,000万から1,000万については、決裁規程上は常務理事の決裁、副理事長や常務理事が不在のときには事務局長が代決するといった規定になっているようでございますので、補足をさせていただきます。

○坂口委員 印鑑は理事長の印鑑です。決裁は、 服務規程の中とか、権限移譲の……。だから、 この前の答弁と同じことをのらりくらり言って ますよ。公印をだれが使えるか。これは満行委 員の質問ですから、きょうはいいですけど。

そこで、先ほどの理事長の、かかわった者は信用ならないんだという説明です。だから、外部調査を徹底したいということですけれども、既に5億円という数字が出てきました。新たに15億円要るんだという数字が出てきました。これは調査して概略の設計をやらないと出てこないんです。これは5億要る、15億要るなんていうのは。どこがこの作業をやっているんですか。

〇田中理事長 当初の設計をいたしました日本 技術開発株式会社に任せております。

○坂口委員 そしたら、かかわった人がまた調査から何からやっているということじゃないですか。こういう流れとして、基礎調査をやり詳細調査をやり、基礎設計、基本設計をやり、詳細設計をやりというのは、1つの業者がだんだん段階的に進めていくことになるから、このま

ま行くと、日技に詳細設計を書かせるか、あるいは日技がやったものをぽんと捨てて、新たに全くこれにかかわっていない業者に調査からやらせるという判断をせざるを得ないと思うんです、今の理事長の説明では。そんな無駄なことをやっていいんですか。

○田中理事長 説明が難しいんですが、おっしゃ るとおり、失敗をしたところになぜ任せたかと いう過程につきましては、その時点では、一番 実態を承知し、地形からやり方から、活用でき るだろうという判断をしたのは事実です。しか し、今考えておりますのは、今彼らが提案して いるのが、第3調整池の補強と同じように、深 礎ぐい地中梁工法ですから、それだけではだめ だと思っています。二重に三重に矢板を打って 漏れても食いとめられるということであれば、 恐らく今の5億円では足りないだろうと思いま す。不自然な形というのは理解できますが、日 技に頼んでいる事実は取り消せませんので、で き上がったものをたたき台にして、議会も含め て各般の御意見をお伺いした上で着工したほう がいいだろうと考えております。

○坂口委員 危険と思うんですよ。今、理事長の頭の中には、現在の池を補強して、地盤を補強して、地盤を補強して、今の位置を変えないということが最初頭にあって、それからのスタートですよね。それじゃどうにも危なっかしいから、例えば円弧地すべりとか液状化とか、さらなるスレーキングが心配だから矢板で閉め切ると、鋼製矢板をたたき込んで危ない部分を全部囲ってしまって横に出ないようにしようと。今度は浸出水が地下から上がってきたり、次から次に要ると思うんです。切り土のところの岩から反対側の切り土の岩まで鋼製矢板を自立か並列かで入れざるを得ないと思うんです。そして完全にあれをシー

ルドして、それを一つの構造物として大がかりな工事をやろう。しかも水は出るわけですから、ポンプアップで常に土の状態を保たなきゃ意味がないんです。

そんなことを最初からなぜ考えるんですか。 僕がコンターの平面図をここに求めたのは、例 えば第3調整池をもうちょっと第3調整池側に ずらしていけば、切り土の上、岩の上にのっけ ることになるじゃないですか、そしたら何が来 ようと安全じゃないですか。しかしながら、か かわった人の基本設計というのは、基本的に自 分らが間違っていたということは認められない ですよ、信用問題として。だから、これを補強 してあのときにくいを打てばこんなことになら なかったんだという方向でしか進まないです。 これは、基本構想をやったとき、基本配置図を つくったとき、実施配置に移ったときに、この コンターから見れば当然気がつかなきゃいかん やつで、むしろ工事費も安く上がるんですよ。 公社はコストがかかり過ぎるからよせと言った というけど、その前にこのコンターの――沢部 には大体構造物はつくらないんです。まして切 り土、盛り土の中間線、切り盛り線、この上に 構造物、重量物はのっけないんです。円弧すべ りをやるんです。沢は土石流が起こるんです。 まさにその一番危険な箇所に持ってきている。 これをどうするかというところからやっていか ないと、まずは一番知っている人に補強工事を 書かせて、それはコンクリート底版とくいだけ で5億かかりますよ。それから矢板打ちでまた 2億くらいかかるでしょう。これでも不安定で すから土壌入れかえをやりましょうということ になるでしょう。やったところが、締め固めを やっていません、段切りをやっていません。こ の中では、例えば12%以上固めなさい、圧縮率 は、88%以下にしましょうということです。基準は90でいいけど、うちは88。こんな大それたことをやっているけど、ほとんど締め固めもやっていないということなんです。そういうことが今から調査すれば見えてくるんです。コアを1本抜けば。1日に30センチ以上いけちゃだめだというのも、1日何ぼ落としたかわからないです。そういうところはまだこれから調査を残して、あれだけ広いスペースで、安定した地盤につくれないかというところあたりから選択肢を広げるのが当たり前で、契約が解除できるできないは別問題としてですね。

契約解除してもいいじゃないですか、そのときに違約金を取られれば、それは個人の責任だったのか、県の責任だったのか、県の責任だったのか。責任を持つべき人が応分の負担をやるべきです。先ほどから出ている責任追及論はことごとくですけど、公的責任であれ、個人的責任であれ。それが本当の過失だったのか、あるいはこんなことをやっていたら将来こんなことになるよということがわかっていての未必の故意だったのか。それによって責任が生じたり生じなかったり、怒られるだけで済む問題だったり、整理は今後だと思うんですけど、これは部長、大変な整理ですよ、どんなぐあいに考えられますか。

○高柳環境森林部長 正直言って、私ども、土木についてはそんなに深い知識はございませんので、そういう御意見を受けまして、切り土のところに物を置けば安定するという程度はわかりますけど、具体的なことにつきましては、専門家のほうにちゃんと検証していただいて対応することが必要であるという認識ではおります。ただ、先ほど申し上げましたように、今後の進め方等につきましては、専門家の意見も踏まえ

て対応する必要があるんじゃないかと考えておりますので、その方法等について今検討しているところでございます。

○長友委員 住民サイドからは、本当に安心・ 安全が得られるかということが一番問題になる わけですね。今問題になっている場所も、盛り 土の材料は各掘削箇所の泥岩のみを使用と、公 社はこれを確認していると。そしてまた、沈下 量に対して、日本建築学会基準から判断して、 沈下に対していずれも許容範囲であることを確 認と書いてあって、既に大変な欠損が生じてい るわけですよね。だから、こういうやり方をし ておったんでは、本当に安心・安全とは言えな い。今、坂口委員からも話があったとおり、ど れくらい金がかかるかわからないわけですか ら、100%安全というのは無理でしょうけれども、 できるだけ安全基準をクリアする施工を考えて 早急な手を打っていただかないといかんだろう と。検討に入っているということでございます から、住民サイドに立っていただいて、よろし くお願いしたいと思います。

〇田中理事長 先生がおっしゃったとおり、あそこの場所は沢筋で、切り土、盛り土の多いところで、10メートルの断崖になっております。 それから盛り土につきましては宮崎層群の泥岩ですから、スレーキングの起こしやすいところであります。

私は昨年の8月ごろ、とにかく先に進めるために、見通しが全然立っていない段階で、実施設計だけでも公社の自前の金でやろうということでスタートしたのが事実です。しかし、この段階で、坂口先生のお話も含めて、今考えると、確かに立地条件などから見て、あそこに第3調整池をつくることが果たして将来的に大丈夫かと。しっかりしたものをつくれというお話、よ

くわかります。もちろん、時期のこと、お金のこと、議会のこともありますけれども、もう一回根本的に初めからやり直すべきかなという考えでおります。

○長友委員 しかも一番末端が防災調整池ですよね。あのままで行きますと、我々素人が見ても、防災調整池に将来的に流れ出した部分がどういう形で混入してくるかわからないわけですね。今、モニタリングで調べたら全然被害はないという話ですけれども、あの構造自体から、矢板も何も打ってないわけですし、どうなるかわからんという状況があります。調整池にそういうものが出てくれば大変なことになるわけですから、その辺のことも勘案して手を打っていただきたいと思います。

○松田委員 先ほどから理事長の絞り出すよう なお言葉を聞いていて、大変ショックを受けて おります。

最近、報道で知ったんですけれども、調整池の補修のために5億円が必要だと、それで県と11 自治体にそれを要請したということですが、どなたが担当されて県なり11の自治体に行かれたんでしょうか。

〇田中理事長 私が参りました。

〇松田委員 それぞれの自治体の担当者の反応 はいかがでございましたでしょうか。

〇田中理事長 最初は課長会議で1回おろしまして、そこの首長さんに話をつないでもらって、それを追っかけるみたいに私が訪問しました。 口頭で内諾を得ただけで、議会の承認がありますから、承認を得たということにはならないんですけれども。個別に首長さんにお会いする中で、責任問題、あるいは原因の究明をきちっとしろという中でも、「急ぐから、やっぱり池の修復は」と、ほとんどそういう条件つきで御理解 をいただいてまいりました。ただ、4町は、1 回は会っていただいたんですが、2回目からは 「もう会わない」と拒否されていますので、そ れからまだ進展はございません。

○松田委員 5億円というのは、条件つきとは いえどもそう簡単には同意できない金額だった と思うんです。これはさっきから確認しようと 思っていたんですが、この5億円の設定に関し ても理事会は経ずにということでございました よね。

〇田中理事長 ことしの3月の理事会、評議員会に、お話ししたような池の状況と、今後どういう方向でやりたい、5億円程度かかるということは、すべて付議しております。理事会では、まだ承認は得られないけれども、理事会として各市町村に要請して、了解が得られれば着工という議題の承認は得ております。

○松田委員 先ほどから理事長が、私たちが申 し上げております責任という部分で、御自分た ちの組織が組織の体をなしていないと、特に理 事会もその体をなしていないということでした が、そういう中で、今、理事会の議案にのった ということを伺いました。今までの理事会の議 事録を資料として委員会のほうに求めたいと思 います。

もう一つは、私たちが宮日の報道によりこの件を知りましたのは4月17日でございました。 理事長はこの報告を受けたのが1週間前だというふうに聞いておりますが、そうでございましたか。

〇田中理事長 当事者の理事長である私が言いますと、何か言いわけみたいに聞こえて嫌なんですけれども、正直申し上げまして、第3調整池以外の3つの池について一時使用したことがあるというのは、私は昨年4月の段階で聞きま

した。それを口頭で聞いたものですから、そのとききちっと調べればよかったんですけど、ほんの一時だろうと思って、私の問題意識の中で落ちてしまいまして、それがまずかったんですが。

漏水のほうは、なぜこうなったかと思いますと、たしか*3月23日だったと思うんですが、記者会見の後、各地域の地元の説明会に入りました。地元の説明会では、変な話、私は自信がありましたから、要するに漏水なんていうのは念頭にありませんし、残りの3つの池についても一時しか使っていないという認識がありますから、当時の出席者から資料の提供を求められました。私は即座に、「個人情報以外は何でも出します」と約束しました。その後、帰ったときました。そのとき漏水については初めて知りました。それで第2回目の記者会見を決意した次第です。

○松田委員 大変自信を持って会に臨まれて、 その直後の報告で悔しい思いもされたんじゃな いかと思うんですが……。

○田中理事長 説明は4月23日でした。

○松田委員 どのみち1週間程度ということですよね。

きょう、公社のほうから6人のお歴々が見えていらっしゃるんですが、この中で、設計当時、 改修以前からこの事業にかかわっている方は幾 人おいででございましょうか。

○野崎参事 設計部門で携わっていた職員は、 本日は1人同席しております。

〇松田委員 その方にお伺いします。さまざまな問題が絡み合っているように思うんですが、なぜここまでに至ったのかお聞かせいただきたいと思います。

※このページ右段に訂正発言あり

○入船主幹 当時は、非常に少ないスタッフで 大変大きな事業だったと思います。私は当時も 建設係で担当しておりました。大きなプラント ですので、土木もあり建築もあり、プラントの 中には電気設備、機械設備があります。それぞ れ役割分担をいたしまして、どの設計はだれが 主にやろうというもとに設計をしておりました。 その中で与えられた役割をそれぞれ果たしたと 思っております。

○松田委員 設計時から住民とのトラブル等々もあったように伺っております。そこで、理事に当時の副知事といった方々を据えることによって、地域の住民の方々が安心をして、この事業に同意をされたということも一部漏れ聞いております。これはまた資料を求めたいと思うんですが、設計当時からの理事長、副理事長、公社の幹部職員の方々のリストを求めたいと思います。

最後に、意見になりますが、私、延岡でございます。延岡であってもこの問題は大変多くの市民から声を寄せられております。県民の半分が利用している、快適な生活を約束するはずの施設が、今不安を約束する施設になったということで、皆さん、不安、それから何とも言えないやり切れない思いを持っているそうです。一刻も早く、私たちに対する説明も当然なんですが、地域の方々により綿密な説明を、それも一人一人におりていくような形で説明会をしていただきたい、このように思います。

○坂口委員 今、技術をばらばらでそれぞれが 役割分担しながらやっていたという説明だった ですよね。そんなのは施工体制とか管理体制で ありますか。例えば、公共事業の場合は、発注 者とか決裁者は別として、現場をうまくやって いく、現場の責任を持つ人として総括監督員、 現場監督員がいます。施工者側には現場代理人 がいるし、補助員なり主任技術者というのが施 工体制としてあると思うんです。そうなると、 技術の総責任をとる人というのは管理体制上 あったと思うんです。それが役割分担できない、 勝手にやりましょうというんじゃないと思うん です。組み立てていく仕事ですから。普通の現 場でいう総括監督員に当たる人はだれだったん ですか。いなかったんですか。

○入船主幹 責任者がだれかと言われますと、 当時の組織のことを申し上げますと、まず、現 場担当の専任の副理事長がおられまして、常務 がおられました。

○坂口委員 技術的にはどういう責任を持たせて……。

○入船主幹 技術部門では、技監がおられました。

○坂口委員 技監というのは責任が重いと思う んです。ことごとく現場に対しては権限を持っ ていると思うんです。それから技術指導。公社 の工事をする際、技監の責任なり立場、権限は どうなっていますか。

○入船主幹 繰り返しになりますけど、責任というよりは組織のことを申し上げます。技監がいて、その下に建設課長と建設係長、係員という組織です。その組織で責任の度合いについてはお考えいただくことになると思います。

○坂口委員 こちらで考えたってわからんことで、その工事に関して技監にはどれだけの権限を持たせて現場に張りつけたんですか。

○野崎参事 お手持ちの資料19ページに、「別表 3技監、建設課長特定専決事項」ということで 技監の職務がございます。関連工事の調整に関 すること。工事の出来形部分の検査の下命等に 関すること。工事関係者に係る措置請求に関すること。設計図の変更に関すること。監督に関すること。部分使用の申出に関すること。契約目的物の受領に関すること。その他災害待機に関すること。これが技監の職務になっております。

〇坂口委員 結局、設計図書の変更に関するこ とは権限が持たされているんですよね。そうす ると、設計会社なり施工監理会社からの提案に 対して、設計変更するしないというのは、責任 者はちゃんとあるじゃないですか。ここに権限 をしっかりうたわれた人が。技監がそれはやる ということになっているじゃないですか。先ほ どの理事長の説明は、組織があいまいで、責任 の体をなしてなかったという説明はまた違って きますよ。しかもこれは現場ですよ。現場に対 しては独立して、ここでは技監が技術的なこと はすべての責任を持っていて、出納的なことを 他の理事会なりが、お金を出しましょう、出し ません。いつ払いましょう。契約書をどうしま しょうというのは別だけど、現場で品質確保で きたものを約束の日までにつくらせるというの は、技術的なものは技監の権限で指示ができる し、受付あるいは排除ができる権限を、ことご とく技監は持たされているんです。技監は技術 のトップです。違いますか、事務局長、あるい は理事長でもいい。

〇田中理事長 おっしゃるとおりです。

○外山委員 1点確認をしたいんですが、委員会資料1ページに、当初埋める予定であったプラスチック及びビニール類を燃やせるごみに変更したと、このことが塩化物イオン濃度の上昇につながったというふうになっています。計画の段階では埋める予定を燃やせるようにした理由は、どういうことなんですか。

〇田中理事長 15年度あたり、各市町村で分別収集のやり方が違いまして、ビニールは不燃物扱いのところもあれば可燃物扱いのところもあれば可燃物扱いのところもあったと聞いています。それを統一してほしいという要望が一つ。もう一つは、最終処分場の延命のために燃えるごみにしてほしいという要請があって変えたと。この変えたというのは、実はオープン前の話なんです。計画段階というのはずっと前ですから、そういう形で変えた。ただ、残念なのは、可燃物に変えたときは、設備はそのままスタートしていましたから、変えたことによる設備の更新ができなくて、結局、塩処理施設の能力が下回っていると、こういう状況でございます。

○外山委員 今の施設を完全じゃないが使わざるを得ない。塩化ビニール等々を燃やすと塩化物イオン濃度が上がるということになってますね。その事実を踏まえて、今後も分別せずに燃えるごみとして、今やっている方法で続けていいのかどうか、その辺の検討はしておられるんですか。

〇田中理事長 検討しておりませんので、今、 先生がおっしゃったこと、坂口先生も同様のことを言われました。SPCともう一回、埋め立てが可能かどうか検討させてもらいたいと思います。

○外山委員 ほかの県の施設では、燃やして温度を高め、800度以上になるから熱効率もいいということで燃やすとになったんだろうけれども、こういう事態が起きて塩化物イオンの濃度が上がってくることがはっきりわかってきたら、早急に検証して、燃やしていいかどうかを検討する必要があると思いますので、よろしくお願いしておきます。

〇田中理事長 早速検討いたします。

○蓬原委員 14日にまた委員会があるそうです が、いろいろ議論がありましたので、簡単なこ とをお聞きします。この原因には技術的な原因、 人為的なもの、あってはいけないことですが、 手抜き等々もあるわけですね。それは今後解明 されるということですからいいとして、全国に こういうシステムの前例はかなりあるわけです。 私どもは以前、京都の桂川の上流部にある、550 億円ぐらいかかった大層な施設を見に行ったこ ともありました。恐らくこれができるというこ とを前提としての調査だったと思っております。 とんでもない事態が発生したなと思っておりま す。既に稼働して何年かになると思うんですけ れども、こういうことが起きているところがあ るのか。全国の実例、既に同じようなシステム で稼働しておられるところ、調査していただけ ないかということが一つ。

日本技術開発という設計をされたところが、こういうシステムの設計についてどれほどの実績を持っておられる会社なのかということです。もしかすると、これからこういう廃棄物の製作が必要になる。自分の仕事のジャンルを広げたい。非常に無理されて、宮崎県でこういう設計があるから、これに応募されたものかもしれないし、物すごく豊富な経験を持って設計に臨んでこられたところかもしれない。私はよくわかりません。ですから、この日本技術開発という会社の履歴といいますか経験を調べてほしいということが一つ。

それと、ほかの市町村の対応なんですが、許可権者は宮崎市となっています。マスコミに、宮崎市がどうしたとか議会がどうしたとか、関連の市町村のことが余り話題に上がりません。 今、県ではこれだけ議論しておりますが、施設に関係するほかの市町村の対応はどういうこと になっているのか、次回お知らせしていただきたい。

もう一つ、先ほども長友委員からもありまし たが、安全、いわゆる生命の安全ということだ ろうと思います。それでこそ住民の皆さんの中 にも大きな不安があるわけですが、第1-1、 2、3水槽があって、1と2までが盛り土だっ たから沈下したということですが、第3のとこ ろは、今安全だよと、切り土の上にのっかって いるから大丈夫です、補強工事もしていますと いうことですが、技術というのはえてして、飛 行機だって100%というのはあり得ないわけで す。その後、水をためていれば重量が物すごく 増していくわけです。これは常時、何とかとい うシステムで調査をやっておられて、その後沈 下はないのかどうか、大丈夫なのかどうかとい うことです。この3番目については御回答いた だきたいんですが。

○野崎参事 現在の沈下に関することですが、 3水槽については、目によるレベル計でもって 年に2~3回測定はしております。本日はその データをお出ししたかったんですが、精度的に もう一度検証しないと問題があるということで、 本日は提出しておりません。ただ、現在、うち のほうで持っている資料で見ると、3槽につい ての大きな沈下は見られないという答えになっ ております。

○坂口委員 次の委員会のときの準備も含めて 尋ねるんですけど、まず、マンホールをコンク リート巻きとか溶接した。水圧が原因だったと いうことです。一つには、マンホールはなぜそ こにつけてあるのか、マンホールが持っている 目的です。

〇野崎参事 マンホールについては、維持管理 上、長距離になると途中の状態がわからないと いうことで、ある距離でもって設けるというのは、当初の設計の考え方です。それが今回噴き出したのは、調整槽の容量が少ないという状況の中でどうしても使わざるを得なかった過程で、最終処分場に滞水しようとしたことに問題があったのではないかという分析はしております。 〇坂口委員 マンホールをふさいでしまったら、管内のカメラ観測とか、今後問題が起きたとき全く手が出せない状況です。それが一つ。

この場合は水圧だと思うんですけど、バルブを閉めれば急激に上がるから。ただ、マンホールというのは未処理水が通っているところで、どういう化学反応が起こるかもわからん。マンホールからは硫化水素とか塩素系のガスが常に抜けてるんです。だからくさいんです。機密性を保たせたときに、今後はガスが上がったときは水どころじゃないと、ここらを検討されてのコンクリート固めなのかどうか。次にモニターが反応したときはどうされるかというのを、この次はしっかり説明して安心につなげてほしいと思います。これは今はいいです。

それから、4ページの一番下、継ぎ手部分が破損し漏水したとなっています。これもコンクリート巻きをしたとなっているんですけど、破損するぐらいの水圧がかかったのかなと。ソケットかエルボーみたいなのがぽんと抜けた程度じゃないかという気がする。破損となると、僕らからすると壊れたイメージですよね。かなりの圧がかかったというイメージ。それだけの圧がかかれば、そういう圧にパイプラインそのものが耐え得るのか。素材が何か、規格がどうだったのか、これは安全か安全でないかをこの次の委員会では報告してほしいと思うんです。これも答弁はきょうはいいです。

それから5ページです。しゃ水機能モニタリ

ング升の電気伝導度の上昇があったから漏水しているんじゃないかと気づいたというんですけど、一つには、遮水機能を持ったモニタリングというと、モニタリングが作動したときには水をとめるという解釈をしているんです。とめるのが手動か自動かわからないです。これは具体的にはどういうことなんですか、しゃ水機能モニタリング升というのは、ここを通過したときには警報が鳴るなり、自動的にバルブが閉まって、そこ以上に水を通過させない安全装置つきのやつなんですか。

○野崎参事 説明いたします。5ページの上段、 しゃ水機能モニタリングと書いておりますが、 目的は、最終処分場が遮水機能を持っています ので、その機能が正常になっているかをモニタ リングするための井戸を掘っております。しゃ 水機能モニタリングという表現が誤解を生みや すいんですが、モニタリング用の井戸を掘って 水をくみ上げて検出していますという意味に なっております。

○坂口委員 これからイメージすると、どこかで漏水があって、それが処理前の水だった場合は、その通過点を通過したときに、205ミリジーメンスパーメーターという数値をぽっとつかまえたときに、これが150以上にオーバーしたときは危ないよということで警報が鳴って、即制御できるようになっているというんじゃなくて、くんでみて危なかったらとめましょうというレベルの升なんですか。

○野崎参事 この装置は検出装置のみになって おります。モニタリングで水質を観測して、異 常があった場合は、通常はマンホールから入っ て、どの地点が漏れているかカメラを入れたり、 またさらに水質をはかってだんだん絞めていっ て、例えば水脈が漏れていたということになり ます。

○坂口委員 モニタリング用用水確保のための 升と考えればいいんですね。モニタリングの機 能を持っている升じゃなくて、モニタリング用 の水を採取する水ためと考えればいいんですね。

〇野﨑参事 そのとおりです。

○坂口委員 そうすると、シートの上にコンク リートをかさ上げして、水が処分場にとめられ るように中にプールをつくったとなってますよ ね。当然これも設計基準というのがあると思う んです。そこらのところはしっかりしたものだっ たんですか。 ただそこから漏れたよというだけ じゃなくて、その構造自体が果たしてどうされ たのか、それにどれぐらい金かけられたのか。

○野﨑参事 お答えいたします。

最終処分場D区画の仮設用の水槽設置費には 1億430万円かかっております。それから構造的 には、この処分場D区画の上に将来的にはごみ が載っていくということで、荷重的なものはク リアされていると認識しております。

○坂口委員 施工上、密着していなかった、シートとの間にすき間があったと。構造自体は心配ないけど、施工上水漏れする箇所があったということでいいんですね。

〇野崎参事 施工上、若干悪い箇所が生じてしまったということになります。

○坂口委員 次に、6ページの一番下⑤ですけれども、沈下量を観察しながら使用するのは大丈夫だと思っていたということは、沈下量によるということだと思うんです。どういった沈下状態になったときに危険だと判断されることを想定されていたのかということです。

それから、緊急避難的な使用として一番危なっかしい池を使いました。使用量はただ制限するんですよというけど、この池だって15カ月ぐら

いにわたって1カ月平均440~1,739トンだから、1,739トンをはるか上回った日があるやもしれないんです。果たして上限をどこにセットされていたのか。使用量を制限したというけど、前もってここに来たらこうしようというものが制限で、最高来たからこれまでが制限だったという結果検証じゃないと思うんです。事前予測だと思うんです。それはどうなっていたんですか。

〇田中理事長 実は制限量を設定しているんで すが、結果的にそれをオーバーして使用してい るものですから、設定量が書けなかったという のが実情です。

〇坂口委員 それが当たり前だと思うんです。 平均だと1,700だけど、恐らく2,500、3,000いっ た日があると思うんです。400ぐらいでずっと来 ているわけで、その月に1,700に上がったという ことは、ならせば2,000、3,000ぐらい行かない と1,739なんて数字は出ない。かなり危ない量を 入れていた期間が1カ月の間に相当日数あった ということになると思うんです。記者発表のと きに、これをされると、「ああ、危ない量までは いかせずにしっかり管理しながら使ってたんだ」 ということだけど、危ない量を超したけど、結 果としてもったということなんですよね。だか ら、こういう資料が、しかも文書で記者発表と いう形で先行していくと、言われるように400億 の施設は閉めたっきり。あそこには持ち込めな いような住民の不信感、解決することができな いぐらいの行政不信、公社に対しての不信が出 てくると思うんです。

だから、極力議会の場でもんでいただいて、 行政もこれを見抜く目がないんですから、この 裏が見れるのはかろうじて我々議会だけです。 記者発表だ、行政に説明の前に、まずここにほ うり込んでいただけば、こんなちょんぼは起こらなかったと思うんです。今のことはすべて我々は指摘して、検証していただいて、正しい、将来変える必要のないものを公表される。うそじゃなかったんですけど、言葉足らずだったなんてことはあり得ない。聞くほうからは、出たらうそになっちゃうんです。だから、それを気をつけてほしいし、次はしっかりした説明につなげてほしいと思います。

ここのところが理解できないんです。8ペー ジの※5)の下の3つのポツの一番上、「処分場 底部の地下水集水管に漏れ出していることが判 明した。この地下水集水管の水は、しゃ水機能 モニタリング升(地点③)、防災調整池を経由し て上畑川へと流出した」と。雨水排水管をモル タルで閉塞したところ、通常値に伝導率が戻っ たから、ここには浸出水はまじっていないとい う判断根拠にしたということだけど、地下水集 水管は、構造上、最終処分場に天端の資材なり 骨材なりがあって、その下に必ず遮水シートが あります。遮水シートには安全シートまであっ て、そこにかかる負荷によって路盤材を入れた り資材を入れたりした安全設計になっています。 その下の基盤のところに地下水集水管というの はあるんじゃないんですか。雨水集水というの は天端の上をはっています。それがどこでまじ るんですか。

○入船主幹 1.5ミリの遮水シートがございまして、その下に50センチのベントナイト層という粘土層の土があります。その層が盛り上がって縦と横に1本ずつ入って池を4つに分けて台形状に池が盛り上がっている。その台形状の下に集水管が入っていて、池の底から台形状のシートとベントナイトを貫通して横に流れて雨水排水管につながる。今回漏れたと考えられるのは、

雨水管が構造的に遮水シートを貫通している部分があります。そこを伝わって雨水排水管につながったんであろうと。

その雨水管がなぜあるかと申しますと、処分 場初期の段階で、未使用の場合はすべて雨水と して扱います。汚水ではありません。初期の段 階では雨水の配管がつながっております。その 配管につながる部分のどこかから浸入したもの と思われます。

○坂口委員 雨水排水管というのは地下水集水管ですから勾配はあっていいわけですよね。そうなれば天端の上をはわせるのが一番安全な方法だと思うんです。それを遮水シートをくぐっていくと、ジョイントの部分でかなりリスクを負うことになります。しかも地下に通すということは、万が一のとき、あるいは点検上非常に問題があるということになる。あえて地下に通すような設計基準、これは守らなきゃならない基準になるんですか。雨水もシートの下を通すというような構造は。

○入船主幹 今説明いたしました雨水排水管は、 処分場を埋立場として使う時点で、セメント等 を流し込んで固めるような予定の配管、いずれ は埋めてつぶしてしまう配管です。そういうも のを当初の雨水対策として設けていたというこ とです。

○坂口委員 理解ができんかったけど、雨水集水管はいつかはその役割を終わらせて埋め殺しにする。そこを維持していく間は、それにかわる雨水集水管が必要になってきますよね。それはどんなにされるつもりだったんですか。

○入船主幹 埋立物が高くなりましたら、その 一番底にあります管は使わずに、ある段階まで 埋立物が高くなってきますと、埋立物の上に降った雨は、しみ込む雨と横に流れるものがありま

す。横に流れるものは、側溝が3段、4段ほど 壁に設けられておりまして、そこを伝って表面 水として雨水として排除する。

○坂口委員 だから、側溝なり管渠でもいいです。表面水を処理場に持ち込まずに流すのが雨水集水管なり雨水集水路なりという解釈で、地下に埋め込むのは雨水集水管と言えるのか。むしろ地元の協定の問題で、これについては下に入れますとかいうのがあれば別ですけど、雨水集水のためにそんな危ない設計やりますかね。焼却灰を何メーターぐらい埋め立てるまで、その雨水集水管というのは使うことができる設計なんですか。

○入船主幹 きょう細かい資料を持ってきていないものですから、何メートルということは今申し上げられませんが、恐らく3メートル、5メートルの高さまでは1段目の小段側溝の排水の高さになります。先ほど説明いたしました初期の雨水管というのは、あくまでも未使用状態の埋立場の雨水を排水するためのものと考えていただきたいと思います。必ず必要な配管です。いずれそこに埋立物が入りましたら、同じようなラインで汚水の浸出水の配管が別に設けてあります。埋立物が入った時点で汚水として流す配管を生かして雨水の配管を埋めてしまう、そういう構造になっております。

○坂口委員 その日までそこには処分されてなかったということですね、灰が入ってなかった。これは締め殺しても問題ないんですけど、問題は、2つの管、集水管と排水管が近ければ大したことないよで済むけど、それが地下浸透していって、そこで汚水管のほうに、しかも地下水集水管となると、材質のクッションを入れるみたいな手法なり、多孔管なり──いずれにせよそこまで自然に浸透していって初めてまじるわ

けですよね。遠ければかなりな時間が必要になるのと、地下浸透。それから、特に重金属なんていうのは、この前、堤課長にお尋ねしたんですけれども、土類と粘着したらなかなか離れないですよね。水だけが通過していってしまう。そういったもので本当に微量だの影響がないと言い切れるのかどうか。ここにシートを挟んで2つの電極を入れてますよね。それがわかるまでの間、ここらの状況はどんなぐあいだったんですか。

○入船主幹 このときの漏水では、電極でのモニタリングでは観測していない状況でして、電気伝導度が高いということで、水質で観測されております。

○坂口委員 そこに浸透して集水升までに地下を、しかも粘土質のところを、簡単に水が通らないようにとか、がんとショックがこないようなかたい岩でもないという粘性土で、クッション材と遮水目的でわざわざそこには土を搬入して、基準に合った土を入れてシートを張るんですよね。そういうものから集水管に浸透していったということは、すぐ近くだったらさっと浸透するけれども、どれぐらい時間がたったのか、微量だったとか、環境への影響はなかったと結論づけて、本当に大丈夫なんですかということです。

○入船主幹 そのとき漏れた微量と申しますのは、A、B、C、D4つの中のD区画に水をためていまして、そこがほぼ満水状態でした。満水状態で遮水シートの壁の一番上からこぼれ出る。その遮水シートの上にコンクリートの壁を50センチほど立ち上げておりました。そのコンクリートの壁というのはシートの上にセメントで固めていたと。片やかたくて片ややわらかいものですから、一部すき間を生じてしまって、表

面が伝わるような形でぬれる状況が続いたと、 その状況は配管の中に漏れたのではなくて、隣 の池ににじんで越流したというような漏水でご ざいます。

○坂口委員 地下排水管に漏れ出しているのは、 管継ぎ手から排水管というのは──それはそれ でいいでしょう。微量ということで。

環境汚染について水を調べた結果、イオン濃 度がおさまったとか、重金属類が検出されなかっ たから健全だということだけど、土とか周りの 空気の調査をしないとわからない部分はたくさ んあると思うんです。くどくなるけど、都合が いいんですよね。日向の日向精錬所跡地の地下 水汚染はかなり深刻な状況を呈していましたけ れども、近くの井戸を掘ったら検出されなかっ たから拡散されてなかったと。あれは拡散と言 われたですよね。汚染は実態があるから、拡散 していない。それは、さっき言ったように重金 属類がそこを動かないから、井戸だから水はど んどんそこらを通ってますよ。でも、精錬所の 井戸にしか、水くんで近いところは出ていない というのは、水は動いているんです。ただ、重 金属がそこにあるだけということです。今度の は升の水をはかったけど、イオンが低いから漏 れてませんとか、重金属では汚染されてません と言うけど、これはボーリングをした結果、そ こに何が含まれているか、ほかのところは含水 率が5%、あるいはメーターいったとき10%、15 %だったけど、ここは5%からいきなり20%ぐ らいに上がってまた15%に戻っているよといえ ば、どこかから水が来ていると考えるべきです。 これから見るとこういう検査はやられていない。 ただ、水を分析した結果、イオンが低かったか らオーライだと。だから、危機感というのがポー ズだけにすぎないような気がしてならんのです よ。本当に深刻だったらそこまでやると思うんです。僕らは素人ですけど、早急に完全な報告を、県民、特に地域住民の人たちにするためには、最低限これだけの検証をやらなきゃ完璧とは言えない。あるいはまた、この前安全だと言ったけど、この部分に心配がございましたと修正せざるを得ないところまで詰めていただきたいと思うんです。

きょうの説明を聞いていて、完璧な説明は何も出てきてないです。あれだけ時間を与えて予告をしていて、きょうの質疑ですよ。部長、この前も言いましたけど、一日も早く解決するために、お互いが共同作業をやっていかなきゃだめだと思うんです。自己満足でも何でもないけど、これを解明できるのは議会以外に今のところないと思うんです。公社もだめ、県もだめ、まして一問題になるけれども、たまたま市がかんだものに市が検査権を持っているとなれば、これは内部検査ということで大丈夫なのという疑問も払拭できない。だから、最大限議会を尊重していただきたいということを、部長にここで約束していただきたいと思うんです。何よりも早く議会には報告してほしいと思います。

○高柳環境森林部長 住民、県民の安全・安心 というのが一番重要でございますので、今おっしゃいましたように、当然私たちも議会は尊重して、御意見等も伺いながら対応していくことにしておりますので、今後ともよろしく御指導お願いしたいと思います。

〇宮原委員長 委員の皆さん、ほかにございませんか。

ないようですが、それぞれ委員のほうから資料請求が追加で出ておりますので、14日までにはできるだけそろえていただいて、簡潔に説明ができるように、先ほどありましたように、皆

さんが納得できるような説明ができるように、 よろしくお願いをしたいと思います。

再度、委員の皆さん、質疑はありませんか。 ないようでありますが、委員外議員で質問が あるようであります。横田議員。

○横田議員 委員外ですけど、発言をお許しい ただきたいと思います。

地元佐土原の議員ということで、一番の地元である小永野地区の皆さん方の思いを最初に御紹介させていただきたいんですけど、小永野地区は以前から、民間の産廃業者が処分場を建設させてくれという要望が大分あったらしいんですけど、それを全部断ってきておられます。でも、今回の公共関与の処分場に関しては、県や市がするんだから絶対間違いはないだろうということで認めてくださったんです。それなのにこういう結果になって、本当に裏切られたという気持ちを持っておられます。本当に残念なことだと思います。まず最初にそのことを話しておきたいと思います。

それでは、質問させてもらいます。今まで浸出水調整池の地盤沈下とそれに伴う破損の話が出ておりましたけど、埋め立ての最終処分場の下の地盤も全く同じように切り土、盛り土があって、同じような工法で整地されたのじゃないかと思います。最終処分場の地盤沈下とか、水で流されて空洞ができているとか、そういう可能性はないんでしょうか。

〇田中理事長 管理型最終処分場も同じく宮崎 層群であります。工法も同じように盛り土管理 工でやっております。地盤沈下量を最小にする ために試験の盛り土を行いまして、締め固めを 確認しながら現場密度を90%ということでやり ました。それでずっと沈下量をはかっているん ですけれども、現在、5~13ミリ沈下しており、 沈下量については設計の範囲内という現状です。 最終処分場の底面図には厚さ10センチの保護 マットとか、1.5ミリの遮水シート、さらにその 下に50センチのベンナイト混合土というのを敷 設しており、ある程度柔軟に変位ができるよう な構造になっております。万一地盤沈下でシートに穴があいたり破損等が発生した場合には、 漏水検知システムというのを設けておりまして、 すぐ認知できる発見システムがありまして、す ぐ場所を掘り起こして補修できることにはして おります。

○横田議員 これから15年ぐらいの予定で埋め立てていくわけですけど、たったの数年で今のような状況になっているわけです。これが15年、20年たったときに、果たして範囲内におさまるのかと非常に心配なんです。先ほどの調整池もそうですけど、この処分場も非常に広大な土地になっておりますので、ここではだめだから切り土のところにやり変えようということになったときに、果たして今の場所で対応できるのか、地形上できないんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〇田中理事長 敷地全体は大変広い敷地ではありますが、各施設を配置していけばああいった状況が考えられたと思うんです。こういった状況の中で、配置まで含めてどういうふうにやっていくかとなると、当初の段階に返って全体的に見直すことになりますので、それが可能かどうか、あるいは今の最終処分場の検知システムを丹念に見ながら、万一があったらうっていくか、どちらにするのか……。オープンして2年6カ月ですから、根本的にやり変えるのは、多大の投資をしていますのでちょっと無理かなと。安全性を含めてどの程度までそういった問題が検討できるのか、検討する必要があると思って

います。

○横田議員 この場所を設定するときに、ここの場所はあくまでも候補地の一つだという説明だったんです。ほかにも何カ所かあって、その中でこの場所が最適ということでこの場所に決めたということを、私も直接聞いた覚えがあるんですけど、別の候補地がどこだったのかはとうとう教えてもらえなかったんです。そういう候補地が実際あったんでしょうか。

○田中理事長 私は全く承知しておりませんので、当時おった担当が承知していれば答えさせます。済みません。全員承知していないみたいです。

○横田議員 多分、ほかはなかったんじゃないかと思うんです。最初からこの地ありきであの話が進んだんじゃないかというふうに最初から感じていたんですけど、その辺何か腑に落ちないところがあります。

もう一つ、どうしてもわからないのが、17年 の11月に開業予定になっていたのに、6月に清 武町などの受け入れが始まりましたよね。その 時点では調整池の破損はわかっていたわけです よね。先ほどから、漏水があって、大量の雨水 で希釈されていたから環境汚染は考えられない とか、いろいろ説明がありましたけど、結局、 流れている可能性はあるわけですよね。例えば 水俣病にしてもイタイイタイ病にしても、すぐ にそういう症状が出たわけじゃないですよね。 長年毒素が体の中に蓄積されてああいう症状が 発症したんだろうと思うんです。ですから、住 民の人は非常に心配をされているんですけど、 6月1日の時点でそういう方向に行く可能性と しては十分あるわけですよね。それなのに補強 も何もされていない状況で受け入れを開始する、 こういう大事な判断をだれがしたのか。先ほど からありますように、議事録も何もないからわからないということですよね。それでは全く解決できないと思うんです。ですから、委員外の私が言っていいかどうかわかりませんけど、その当時の担当者に来ていただいて、どういう成り行きでそういう結論になったのかを教えてもらわんといかんとじゃないかと思うんですけど――申しわけありません。私個人の考えとしてそういうふうに思っております。

どっちにしましても、地元住民が一番心配しているのはそういうことでありますので、一刻も早い解決策をみんなと一緒に探していただきたいと思います。

○武井議員 御質問、2点だけさせていただき ます。

1つは、タンクローリーの場外搬出の話が新たな事実という中で出てきたんですが、タンクローリーの運送費とか、下水処理場への処理委託費というのがあると思うんですが、この経費は、どういう費目で、幾らぐらいかかったものですか。

〇田中理事長 18年度に処理委託料が3,252万円 かかっております。処理量は2万2,027トン、10 トントラックで搬送台数が2,112台です。それか ら19年度が処理委託料が4,377万円です。処理量 が2万8,755トン、搬送台数2,798台。以上です。

○武井議員 その経費は、タンクローリーを チャーターするなりして運んでいるので、運送 料と実際に下水処理場への処理の委託費、両方 が含まれているという理解でよろしいでしょう か。

〇田中理事長 おっしゃるとおりです。搬送料 については、SPCという特別な会社があるん ですが、そこの運営費の中で処理しております。

〇武井議員 ということは、宮崎市の上下水道

局には物が行っているわけですから、既にその 段階で宮崎市のほうも承知をしていると思うん ですが、宮崎市長はこの組織の副理事長でもあ ります。これについての市当局並びに市議会等 への報告はちゃんとなされていたのかというこ とは承知していらっしゃいますか。

〇田中理事長 当初申し上げましたように、ほとんど市のほうからの出向職員でございますので、通常から御相談をしているわけですが、具体的に言いますと、平成18年7月6日に、相談の結果、市から廃掃法18条に基づきまして、「管理型最終処分場の浸出水処理施設に係る報告」というのを上げろということでありましたので、18年7月10日に報告書を提出いたしました。そして平成18年7月10日に、当時の宮崎市の環境施設課(現在の廃棄物対策課)から、搬入方法、水質等に関しての受け入れ条件つきで、受け入れは可能であるという回答をいただきまして、翌日から処理水の搬出をいたしております。

○武井議員 いつ、だれの判断でというのは、

多分、回答が出ないと思いますので割愛いたし

ます。

委員外ですが、きょう1日いろいろと聞かせていただいた中で、組織の意思決定の過程に問題があるというのは白日のもとに出たんですが、最後に1点だけ、当時の理事長は副知事でいらっしゃったんですが、さすがにここまで組織が意思決定ができていないということであれば、幾ら非常勤とはいえ、当時の理事長さんにも何らかの責任があるんじゃないかと思います。当時の理事長等、国に帰られた方もあると思うんですが、ヒアリングとか意見聴取はされたのか、最後にお伺いしたいと思います。

○田中理事長 公社のほうで、当時の理事長を 除く、副理事長あるいは担当者には全員事情聴 取をいたしました。

○武井議員 ということは、国に帰られた当時 の副知事等には意見聴取等はしていないという ことですね。

〇田中理事長 おっしゃるとおりです。

○前屋敷議員 1点だけお伺いしたいと思うん ですが、黄色いファイルの239ページ、今回の破 損の原因は地盤沈下によるものと思いますが、 説明の中に、切り・盛り土に着工した日、平成15 年3月28日、締め固め工事が終了した日、平成15 年8月末、締め固めが終了した日まで5カ月間 ですよね。私ども素人が考えても、構造物を建 てるときに盛り土した場合、わずか5カ月ぐら いですぐ工事にかかるということは、ちょっと 考えられないことなんですけれども、こういう 施工の状況で工事にかかるという判断をされた のは公社なのか。また、こういう判断を県にも 相談をしながら、工期の問題もあろうかと思っ ているんですけど、どこで判断をして工事に着 工していったのか。ここがもともとの狂いを生 じた原因じゃないかと思うものですから、その 辺のところを明らかに御説明いただけるといい と思います。

〇田中理事長 平成12年度の基本設計の中で、 プレキャスト構造とういう工場で製造したコンクリート製品を現場で組み立てるという工法を 決定しました。工法につきましては、平成13年 度の実施設計の中で4案提起されました。一つ は直接基礎案、一つは地盤改良案、一つはくい 基礎案、そして直接基礎補強案。この直接基礎 補強案については、20センチのコンクリート板 を設置してやるということですが、もちろん4 案を検討して決定したのは公社でありますので、 公社が決定したことになります。

〇坂口委員 今のは、普通、長く置いて密圧を

してつくりますよね。でも、早過ぎたんじゃないのという質疑なんです。ところが、説明されたのは締め固めをやったということですから、固めるというのは、中の含水率比を、言われたように90%、10%以上水分を外に排除します。それを自然に土自体の重みでやるには、前屋敷さんが指摘したように時間がかかるんですよ。締め固めをやれば、工事の中で固めていくから時間はかからないという説明をしないと――今のは意味がわからんかったでしょう。補佐役をきょう連れてこられているんだから、技術的なところから説明させてください。

大変失礼しました。わかる担当に説明させます。 **〇坂本主査** この基礎地盤工事に関しましては、 切り・盛り土に着工した日が15年3月28日、そ して基盤面まで完成した日が15年の8月末とい うことで、この間9回ほど現場密度試験を実施

〇田中理事長 技術的なことがわからなくて、

しておりまして、その中で平均パーセントとして98%が出ております。

○前屋敷議員 ほぼこれで沈下はとまったとい う判断の上に施工を開始されたと理解してもい いんでしょうか。

○坂本主査 沈下がとまったかどうかの判断は 私もわかりませんが、求められている品質が確 保できたということは、この資料から言えると 考えております。

○前屋敷議員 いずれにしても、結果的には狂いが生じてこういう事態に至ったわけですので、改めていろんな分析含めて今後の対応が求められている。きょうはいろいろ御説明もいただきましたけど、一日も早く責任の所在を明らかにして事態を収拾していくことが必要だと思いますので、その辺お願いしたいと思います。

○坂口委員 含水率を98%と説明されました

が、88%じゃないんですか。

○坂本主査 資料によりますと、R I 式試験というのをやっているんですが、これでは98%が出ております。

○坂口委員 この報告書の中では、空気間隙率を12%減らしたということだから、これは平板載荷か何かをやってこれだけ固まりましたということだと思うんです。どちらにしても支持力が十分出たということなのか、ボリュームが減ったということだからいいんですけど、本当にそれでいいんですか。今聞いたのは調整池のところの基礎工事なんですよ。今あなたが答えたのは、何をもって検査したかわからんけど、最終処分場の工事の9回の試験の結果、大丈夫だったという段階確認をしてきたというんだけれども、今、前屋敷議員が聞いたのは、下の調整池のところの地盤のことを言っているんです。締め固めを的確にやりましたか。

〇坂本主査 こちらの資料では、造成工事全体の中で、浸出水調整池の地盤のところで9回やられている資料が出ております。それと、平成15年10月22日には平板載荷試験も実施しております。

○坂口委員 15年10月というと、基礎を打つ前 のことになるんですか。

〇坂本主査 そうです。

〇坂口委員 そのときの平板載荷はどんなぐあ いだったんですか、安定していましたか。

○坂本主査 正確な数値は今出せないんですが、 許容応力度以内ということで、オーケーという 結果が出ております。

○坂口委員 そのときの載荷試験の分析資料を 欲しいと思うんです。それよりも何よりも、締め固めは3月着工8月終わりだったですか。そ の間、標準作業日は1カ月のうちに7日休みを

とって、ほかの仕事の場合は、まず3日間は雨 を想定して施工計画を組んできます。だけど、 この間、梅雨(流し)の時期が入っているんで す。そうなったときに、1日に1回で30センチ 以上やったとか、今ここで説明されたような施 工手順をしっかり確認してきていれば、起こら ないというのが僕らの認識なんです。支持力の 検査から本当にやってますか。それがしっかり した基準値を満たしていますか。満たしていれ ばそこで設計者は地盤改良は提案しないんです。 わざわざそこで、基礎ぐいを打つ方法がいいで すよとか、平板補強をやって配筋をふやす方法 がいいですよとか、ピアノ線を入れて緊張かけ ましょうという提案もあったかもわからん。そ ういうことをやらないんですよ、段階確認をし てきて、最後の平板載荷でしっかり安定して支 持力も確保できたとなれば。そこで設計者がこ れじゃだめだからと提案したということは、やっ た結果よくなかったということです。設計基準 を満たしてなかった。でなければ過剰設計にな りますよ。設計基準を満たしてしっかりしたも のの上に、また設計基準を満たした構造物をつ くろうとするときに、土の中に改めて金をつぎ 込みましょうということを提案しますか。

だから、そんな説明はだめだと言っているじゃないですか。しっかりした根拠に基づいて、段階確認、作業日報、雨が降ったときに泥岩の1回切り土したやつを、ずりをまた盛り土するときはどうしなきゃならんとか、例えば塑性限界、液性限界、粒子密度。粒子密度が何ぼより狭いときは、それを埋め土に使うときは処理しなきゃだめなんだとか、粒子の幅だってあるでしょう。そういうのに基づいてしっかりした段階確認をやりました。その結果、問題なく設計基準を満たしておりましたと言うべきです。満たしてい

ないからこういうことが起こったと我々は判断しているし、満たしていないから、そこで設計屋は補強工事を提案したというのが当たり前です。だから、そんないいかげんな説明をここでやるなと何度も言っているじゃないですか。本当ならここはやり直しきかないんですよ。委員長、いいかげんなことを言うなということしっかり要望しておいてほしいです。

○坂本主査 申しわけございません。こちらにある資料を次回提出させていただきます。

〇宮原委員長 では、資料の提出をお願いします。

○蓬原委員 1つだけ確認のために。VE工法というのがありますね。思い出してみると、土木部が議会でこのVE(バリュー・エンジニアリング)、価値工学というんですが、アメリカから来たんですけど、これを発展させて価格低減策としてやる方法が、30年前から機械設計とか電気設計の世界にはあって、土木の世界で言われたのが大体その時期なんですが、このシステムを設計するに当たってVE工法なるものがされたことはなかったのかどうか。わからなければ14日でもいいです。

○坂本主査 その点についてはわかりません。○蓬原委員 そういう経緯があったかどうかだけ、調べていただいて、次回14日に報告いただければと思います。

〇田中理事長 調べてみます。

○坂口委員 設計図書の中にコンサルの報告書 というのがあって、報告書の中に設計比較とい う項があるから、その資料を持ってくれば今の に答えられる。そういう客観的な証拠に基づい て説明してほしい。

〇宮原委員長 ほかにございませんか。 それでは、以上をもって本日の委員会を終了 いたします。

なお、本日の説明、質疑を受け、新たに資料を求めるものが出てきた場合は、書記より執行部へお知らせいたしますので、次回14日の委員会において提出をお願いいたします。

参考人及び執行部の皆様、御苦労さまでした。 午後3時6分閉会